

令和2年度宍粟市予算決算常任委員会（決算委員会）会議録（第4日目）

---

日 時 令和2年9月17日（木曜日）

---

場 所 宍粟市役所議場

---

開 議 9月17日 午前9時00分

---

付託議案

（建設部）

- 第 95号議案 令和元年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について  
第 101号議案 令和元年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
第 102号議案 令和元年度宍粟市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
第 103号議案 令和元年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
第 105号議案 令和元年度宍粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について

（総合病院）

- 第 104号議案 令和元年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について

（会計課）

- 第 95号議案 令和元年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について

（議会事務局）

- 第 95号議案 令和元年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 

出席委員（8名）

委員長	今井和夫	副委員長	津田晃伸
委員	神吉正男	委員	浅田雅昭
〃	田中一郎	〃	飯田吉則
〃	山下由美	〃	西本諭

---

出席説明員

(建設部)

部	長	富田健次	次	長	祐谷佳孝
次長兼地域建設課長		石垣貴英	次長兼上下水道課長		坂井高誉
建設課長		谷口宗男	建設課副課長		大田貴久
建設課副課長		中尾治彦	建設課副課長		島澤康博
土地対策課長		谷口浩二	土地対策課副課長		土井優
都市整備課長		田中藤夫	都市整備課副課長		小坂崇雄
都市整備課副課長		尾崎敏彦	上下水道課副課長		山本孝幸
水道管理課長		宮本雅博	水道管理課副課長		小池信仁
地域建設課副課長(一宮)		小椋健一	地域建設課副課長(波賀)		長尾昌宏
地域建設課副課長(千種)		春名良信			

(総合病院)

参事兼事務部長		隅岡繁宏	事務部次長		大前和浩
事務部次長		船曳浩尉	事務部次長兼総務課長		大砂正則
医事課長		秋久一功	総務課副課長		鳥居長則
総務課財政係長		松下一也	医事課医事係長		平松るみ子

(会計課)

会計管理者		太中豊和	会計課長		原真弓
-------	--	------	------	--	-----

(議会事務局)

事務局長		小谷慎一	課長(議会担当)		大谷哲也
課長(監査担当)		清水航一			

---

事務局

事務局長		小谷慎一	議会事務局課長		大谷哲也
係長		小椋沙織	主事		中瀬裕文

(午前 9時00分 開議)

○今井委員長 おはようございます。ただいまより決算委員会を開会いたします。最終日4日目となりました。委員の皆様、お疲れと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。職員の皆様、よろしくお願いいたします。

限られた時間でありますので、的確な質疑と円滑な進行に御協力をお願いいたします。

審査に入る前に説明職員の皆様をお願いいたします。

説明及び答弁は自席で着席にてお願いいたします。説明職員が委員長席から分かりづらい場合がありますので、説明職員は挙手の上、「委員長」と発言し、委員長の許可を得てから発言をお願いいたします。

マイクの操作は全て事務局が行いますので、赤いランプが点灯した後、発言をお願いいたします。

それでは、建設部の審査を始めます。

資料につきましては、委員はあらかじめ目を通していただきますので、必要な部分についてのみ簡略に概要の説明をお願いいたします。

それでは、お願いします。

富田部長。

○富田建設部長 おはようございます。ただいまから建設部に关します令和元年度決算審査ということになりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、建設部に関係いたします、令和元年度決算につきまして、その概要について私のほうから御説明をさせていただきます。

建設部に関係いたします歳入決算額につきましては、一般会計が約13億6,700万円、企業会計を含みます上下水道関係特別会計が約54億7,300万円でありまして、合計約68億4,000万円となります。

歳出決算額につきましては、一般会計が約38億6,400万円、企業会計を含む上下水道関係特別会計が約59億600万円でありまして、合計約97億7,000万円となります。

この中で、下水道特別会計、農業集落排水特別会計につきましては、令和2年度からの企業会計の導入によりまして、令和2年3月31日限りの打切り決算となっております。このため不用額の中に未払い金等を含んでの決算となっております。

次に、令和元年度の取組については、令和元年度につきましても昨年度に引き続き、平成30年7月豪雨の災害復旧を最優先に取り組みながらも、森林から創まる地域創生を旗印として取組を推進してまいりました。

道路網の整備では、市街地の骨格を形成する都市計画道路、山田下広瀬線の整備に向けて用地取得に努めました。

また、市民生活において利便性の高い道路や橋梁の修繕を行い、生活を支える社会基盤の長寿命化に取り組みました。

さらに、大津市での交差点交通事故の発生を踏まえ、緊急対策を含めた通学路安全対策を実施したところです。

住環境の整備では、宍粟市市営住宅整備計画に基づき、中山台団地2号棟の建設に着手いたしました。

また、最上山公園の紅葉等の植栽、遊歩道の修繕などにより誘客性の強化も図っております。

地籍調査事業については、千種町地域の調査を実施し、町内要調査面積約75平方キロのうち、約28.2平方キロの調査が終了し、37.5%の進捗となりました。これにより市全体での進捗率は68.4%となっております。

下水道事業及び農業集落排水事業につきましては、公共水域の水質保全を目的として、施設の長寿命化や適正な維持管理に努めるとともに、内水氾濫防止のための雨水幹線整備にも取り組みました。

水道事業につきましては、より効率的な経営と安定した水供給の継続を目指し、副水源による安定供給のための水源確保事業として導水管敷設工事や水道施設の老朽機器の更新を計画的に実施し、適正な維持管理に重点を置いた事業運営を図ってまいりました。

今後につきましても、水道施設の万全の管理により、安全で良質な、そして、おいしい水道水の安定供給を継続的に実施していくため、経営の健全化に向けた一層の努力をしていきたいと考えております。

さて、上下水道施設を含みます公共土木施設災害復旧工事の年度末における実施状況につきましては、上下水を含みます、総件数102件のうち、完了が59、工事中が41件となりました。復旧工事につきましては、令和2年度になりましてからも引き続き工事の進捗を図ってございました。結果、全ての工事が契約済みとなる中で、先週末、9月12日現在ですが、完了が64件となっております。

以上で決算概要説明とさせていただきますが、詳細につきましては御質問いただく中で担当より説明をさせていただきますので審査のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○今井委員長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

通告がある委員から順次質疑をお願いいたします。

西本委員。

○西本委員 おはようございます。よろしくをお願いいたします。私のほうからは、成果説明書71ページ下段の都市計画道路事業ということで質疑をさせていただきます。

最初に、第2工区の用地確保、詳細設計業務が完了し、令和元年度予算で残りの用地補償費は計上されているとしていますが、平成30年度7月災害復旧が優先され、その後の用地交渉に時間を要し、大部分を令和2年度に繰越ししたとなっているが、工事発注については予定どおり進むのかどうか。

そして、2つ目は都市計画道路完了後の利便性や経済効果などはどのように考えるか、教えていただきたいと思います。

○今井委員長 谷口課長。

○谷口建設課長 失礼します。まず、1点目の工事発注は予定どおり進むのかについてでございますが、平成30年7月豪雨災害の復旧事業を最優先で取り組んだこともあり、令和元年度の予算の大部分を令和2年度に繰り越しております。金額としまして1億140万円になります。

現在の工事の計画としましては、令和2年度から工事着手することとしており、予定どおり令和2年度はイオンから中国自動車道までの区間、約230メートルにおいて主に排水路工事を行います。去る9月2日に工事請負契約を締結し、現在、工事説明会の準備等を行っているところです。

続きまして、山田下広瀬線完了後の利便性や経済効果についてでございますが、沿線には商業施設やアパートがあり、商業施設間の相互に結ぶアクセス道路の役目を果たし、地域の活性化が図れるものと考えます。

また、道路の隣接地においては、宅地や商業施設の開発が進むことが見込まれ、利便性は増すものと考えます。

一方、防災面においても、道が新たにできることから、避難経路としての活用も考えられるほか、道路改良工事と雨水幹線排水路を併せて整備することにより、付近の浸水被害の軽減が図れるものと思います。

説明は以上です。

○今井委員長 西本委員。

○西本委員 工事については計画どおりできるという形でお答えいただいたんですけど

れども、完成時の状況ですけれども、中広瀬交差点、これが一番メインの道路、交差点ですけれども、そこが混雑とか、そういうのが緩和されるのかどうかというのをちょっと確認しておきたいと思うんですけど。

○今井委員長 谷口課長。

○谷口建設課長 なかなか山田下広瀬線だけの完了では工事渋滞の緩和効果は小さいと実は考えます。しかしながら、新たに道ができることもあるので付近の道路交通は変化するものと考えます。

また一方、県道穴栗下徳久線において、県による歩道整備工事が計画されております。それが併せてできることがあれば渋滞の緩和には幾らかつながるのではないかと考えます。

以上です。

○今井委員長 西本委員。

○西本委員 工事区間が令和4年までという計画になっておりますけれども、これは令和4年度に完成できる予定でしょうか。

○今井委員長 谷口課長。

○谷口建設課長 完了予定年度、令和4年度としておりますが、本路線の北側の、先ほども申しましたが、県道交差点部において、県が実施する県道穴栗下徳久線の歩道整備については社会基盤整備プログラムに掲載されておりますが、事業化には至っておりません。そのことから、不確定な部分もあります。

そしてまた、排水路整備についても山崎自動車教習所から南側の雨水幹線整備との兼合いもございます。全線供用開始を令和4年とするのではなく、部分的な供用開始について今後検討してまいりたいと考えます。いずれにしましても、計画に変更が生じる場合につきましては委員会等で報告させていただきます。

以上です。

○今井委員長 それでは、同じ項目で。

山下委員。

○山下委員 それでは、同じ項目で質疑をさせていただきます。

令和元年度決算内訳の委託料1,141万3,000円の御説明をお願いいたします。

また、用地購入費4,244万4,000円、この2件の用地はどこを確保できたのかというのを質疑いたします。

○今井委員長 土井副課長。

○土井土地対策課副課長 失礼します。最初に、委託料1,141万3,000円の内訳につき

まして説明させていただきます。

委託料の内容としましては、平成30年度から明許繰越ししておりました土地の測量、土地売買契約による土地の分筆、所有権移転登記のための登記業務委託料、同じく明許繰越ししておりました中国道から南側の道路詳細設計業務委託料、事業用地上にある支障物件の移転補償に係る物件調査業務委託料、用地買収のための土地評価に係る不動産鑑定業務委託料となっております。

次に、用地買収2件の所在についてであります。中国道から南側の事業用地となっております。

また、用地購入費4,244万4,000円におきましては、平成30年度から明許繰越ししておりました7件、17筆分の土地売買契約による支払いと令和元年度に契約支払いをしております2件、2筆分を合わせた金額となっております。

この明許繰越しに係る土地につきましても、中国道から南側の事業用地となっております。

以上です。

○今井委員長 山下委員。

○山下委員 平成28年度からの事業で、令和4年に予定どおり終わるかどうかというのはいまだ、今のところ様々な事情がありまして、不確定という説明を先ほどの西本委員の御質疑の中で御回答を得ているわけではありますが、平成28年度から、いつまでかかるか分からないということではありますが、総事業費、これは大体幾らかかると想定といたしますか、されているのか、お教えてください。

○今井委員長 谷口課長。

○谷口建設課長 総事業費につきましては約11億円ということで考えております。

○今井委員長 それでは、同じ項目で。

田中委員。

○田中一郎委員 同じ質問になるんですけども、まず、先ほどから出ていますけど、令和2年度へ繰り越したと、しかし、一昨年の災害等による工事を優先された、これは当然であろうと思います。また、用地買収においても計画どおりいかないのも用地買収であろうかと思えますし、また、地元からの要望もいろいろ変わってくるのもあるかと思えますので、今回、私がお聞きしたかったのは、どのような原因だったのか、用地買収の地権者との話合いが難しかったのか、それから、工事中における地域の人の、大きな工事になると思えますので、地域の人たちの理解が得られなかったのか、それから、その間の環境整備、生活環境等々、雨水等を含めての

問題があったのか、恐らくそういう問題もあって工事は遅れているのではないかと推測するんですけども、それも片づけていかななくてはならないし、私たちも協力しなくてはいけない部分かなと思いますので、そういう部分からどのような、言える範囲内の原因があったのか、お聞きしたいと思います。

○今井委員長 谷口課長。

○谷口土地対策課長 大部分が令和2年度には繰越しとなった理由につきましては、災害復旧工事優先による事業用地確保、物件補償に時間を要した経緯もございますが、用地交渉によるところにより、年度内での土地売買契約等ができなかったため、現年予算での2件の契約予算執行後の大半の予算を令和2年度へ明許繰越しさせていただいておるところでございます。

事業用地確保のためには、関係地権者の皆様から事業への御理解、御協力を賜らなければ、土地の測量や支障となる物件の調査もできないところであり、事業用地として御協力をお願いする土地部分だけでなく、残地となる土地の形状におきましても御理解を賜る必要もございます。

事業の支障となる物件がある場合にはその物件を移転していただく必要もあり、関係者におかれましては従来の生活環境が変わることにもなります。用地交渉におきましてはいろいろな思いを承り、話し合いをさせていただきながら進めております。そういった中でどうしても時間は必要となっておりますのが現状でございます。令和元年度におきましては、土地売買契約等には至っていない事業用地も多くありますが、話し合いに時間を要しておると、こういった現状でございます。

以上です。

○今井委員長 田中委員。

○田中一郎委員 そういうことになろうかと思えます。やはりそれぞれ立場が違えば道路は広くしてほしい、ただし自分の土地等について、生活環境について、今の生活環境を委ねるということは反対する部分もあろうかと思うんですけども、この部分についてはいろんな部分で都市計画としての山崎の中心地の部分でありますし、商業の部分でもありますので、やはりいち早い工事の執行というのを求めますし、今、話を聞いていましたら、そのつもりで令和元年度はやったということですので、頑張ってくださいたら結構かと思えます。

以上で終わります。

○今井委員長 じゃあ、次の項目に移ります。

西本委員。

○西本委員 同じく成果説明書の72ページの上段でございますけれども、橋梁長寿命化事業でございます。

老朽化する橋梁に対して、予防的な修繕計画が進められておりますが、令和元年度は計画策定584橋、橋梁修繕が1橋のみであるが、昨今の豪雨災害を考えれば、計画修繕をさらにスピードアップする必要があるのではないか、また、優先順位はどのように計画されているのか、判定Ⅲの説明もお願いいたします。

○今井委員長 中尾副課長。

○中尾建設課副課長 失礼します。橋梁修繕のスピードアップの必要性についてですが、災害最優先で取り組む中、令和元年度は宇原橋の橋梁修繕工事に着手しました。令和元年度から令和2年度の債務負担による2か年での工事で進めています。

委員の御指摘どおり、先日の委員会でも申し上げましたが、現時点で早期に修繕が必要な判定Ⅲの橋梁が65橋残っております。年度ごとの歳出予算や財源となる国の補助金の割当てにも左右されますが、早期に判定Ⅲの橋梁修繕が完了できるよう、努めてまいります。

また、続いて、優先順位についてですが、国、県からの指導では、早期に修繕が必要な判定3の橋梁修繕については、点検年度の早いものから順次修繕を行うよう、指導を受けております。その上で、市としましては、通行者が多い橋梁やバス路線の橋梁を優先することや、橋梁点検につきましても継続して行っております。

なお、急を要する橋梁が生じた場合には国、県と協議し、進めていきたいと考えます。

説明は以上です。

○今井委員長 いいですか。

じゃあ、次の項目、お願いします。

西本委員。

○西本委員 続きまして、成果説明書75ページの上段の雨水幹線整備事業でございます。

近年の豪雨災害から住民の安心・安全を守るための雨水幹線の整備が重要になってくる。計画的に冠水対策を考える必要がある。雨量何ミリ程度の設計で計画されているのかということでお尋ねします。

○今井委員長 山本副課長。

○山本上下水道課副課長 失礼します。雨水幹線の設計計画についてですが、雨水幹線を計画する際、その排水路で流す水量を求めるため流量計算を行います。その

計算過程では、どれくらいの雨量を想定するかということが、おっしゃられましたとおりに当然必要となります。

しかし、雨量についてですが、テレビなどで1時間に20ミリの雨量を観測したなどとよく耳にしますが、1時間かけて20ミリ降った場合と、1時間のうち30分間で20ミリ降った場合とでは同じ20ミリでも大きく状況は異なります。

そこで、設計における流量計算におきましては、それらの雨の降り方を、雨の強さとして表現した雨量強度50ミリという換算値によりまして流量計算を行い、それを流すために必要は排水構造物の断面、構造物の大きさなんですけど、それを決定しております。

以上です。

○今井委員長 そうしたら、同じ項目でお願いします。

飯田委員。

○飯田委員 私も同じところでお願いします。

安心・安全を守るための雨水幹線の整備が一応できたという感じになっておるんですけども、先ほど50ミリを想定ということでお聞きしたんですけども、いろいろなニュースの報道なんかで見ていると、従来から50ミリぐらいを想定しておったというような中で、現状今、80ミリ、100ミリ、多いときには120ミリというような豪雨が来ています。そうした場合に、今、この設計で安全を守れるのかという部分についてどのようにお考えでしょうか。

○今井委員長 山本副課長。

○山本上下水道課副課長 失礼します。昨年度整備しました門前雨水幹線ですが、ちょっと同じ雨量で表現することが難しいので、整備前と整備後にその水路で流せる水量で比較しまして、ちょっと説明させていただきたいと思います。

整備前は1秒間に0.95立米、約1立米の水を流すことができておりました。整備後は4.04立米、整備前に比べまして門前雨水幹線につきましては4倍の水を流すことが可能となっております。

それと、先ほどおっしゃられました100ミリ、120ミリというような雨量につきましては、換算した数値でありまして、ちょっと単純に比較することは難しいのですが、甚大な被害を受けました、平成30年度の一宮町河原田での時間最大雨量が24ミリを記録しておりました。それをちょっと参考にさせていただけたらと思います。

以上です。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 現実的に数字で表されてもなかなか実感的には自分自身も分からんと思うんです。平成30年の豪雨のときは24ミリ程度の雨でということだったんですけれども、その降った、集中した時間がどれくらいかということもあったり、それによって起きた、水だけじゃなしにほかの災害が複合的になることによって水かさが一気に増すとかいうようなこともあろうかと思うので一概には言えないんですけれども、この山崎のこの地区の雨水の関係については内水氾濫という形のとり方ができる、要は中で降ったものが外へはけなから中であふれるということなので、先ほどおっしゃいました、工事前が1立米であったもの、1秒間で1立米であったものが約4倍以上ということやね、これやったら、になつとるということで、そのお話を聞くと、ほぼ大丈夫なのかなという推察はできるんですけれども、これとて本当にその状況になってみると、ああ、本当にそれで良かったのかというのは分からないという部分も感じますので、よく見ながら、そのときの雨量とかを見ながらその観察を続けていってほしいなと思います。よろしくをお願いします。

○今井委員長 続いて同じ項目で。

神吉委員。

○神吉委員 私も同じところで雨水幹線整備事業のところ、特に門前・山田千本線、千本屋ですね、その線なんですけど、先ほど言われた雨量強度というのがまた雨量と違う、一般的にニュースなどで聞く雨量とは違うものなんですか、まずそこを教えてください、雨量強度。

○今井委員長 山本副課長。

○山本上下水道課副課長 おっしゃられましたとおりちょっと違います。ちょっとすみません、単純にちょっと言葉で表現することが難しいんですが、雨が降った範囲、降った場所、それと流量を計算するところまでに到達する時間、それとか、しみ込む、どれくらいしみ込むかとか、地形とか、いろんなことが条件としてありますので、一概に明確な回答をすることができません。すみません、よろしくをお願いします。

○今井委員長 神吉委員。

○神吉委員 もちろんあそこに降る量とどれくらいの広さで降るかなんていうのは分からないわけですから、それに対していろいろな数字が出てくるのでしょう、それは分かりました。4倍ほどになるということも分かりました。ですので、私の質疑におけるどういう設計にされているかというのが分かりましたが、その流れるものは川下へ流れていくわけで、たくさんの水が、今きれいに溝というんですか、用水路

が整備されていますけれど、その下へ下へ流れていくわけで、合流地点がどの川へ流れるのかといったら恐らく菅野川なのかもしれませんが、そこら辺の整備というのも併せてされているわけですか。

○今井委員長 坂井次長。

○坂井建設部次長兼上下水道課長 門前雨水幹線に関しましては、流末が菅野川ということで、菅野川につきましては改良断面に合流しているところはなっているということで、それで、平成30年豪雨のときも夜中すごく降った時間帯に現場確認した中で、例えば合流している部分が冠水、流出部分が、本線がそこまで水位が上がっている場合、やはりバックがかかるということになりますので、そういう部分も確認した中で、その部分に関しましてはそういうバックがかかるような状態になっていないということで、門前雨水幹線本線の改良をすることで確実に水をはくことができるということで確認を行っております。

○今井委員長 よろしいですか。

そうしたら、次の項目に移ります。

山下委員。

○山下委員 それでは、主要施策の成果説明書の73ページ下段の最上山公園等整備事業、この事業につきまして質疑をさせていただきます。

この遊歩道修繕工事によりまして、障がいのある方も安心して利用できるようになったのかどうか。

次に、弁天池の水質改善委託料は幾らなのか、どのように水質が改善されたのか、質疑いたします。

○今井委員長 尾崎副課長。

○尾崎都市整備課副課長 失礼します。まず、1番目の御質問のありました、遊歩道修繕工事により障がいのある方も安心して利用できるようになったのかという質問でございますが、令和元年度の遊歩道修繕工事につきましては、もみじ山の山上付近の少し高いところの遊歩道の傾斜が雨水により崩れていたところの整備を実施しております。障がいの種類と程度によって違いはございますが、例えば車椅子による利用としましては、平成22年度に、介助者が必要な勾配等がありますが、駐車場から弁天池までの路面整備を行い、弁天池のほとりから紅葉を鑑賞できるようになっております。

今後、さらに障がいのある方の鑑賞ポイントを増やすことも考えていますが、地形等を考慮して、景観を損なわないような方法などを考慮し、検討し、今後も計画

したいと考えております。

次に、2つ目の弁天池水質改善委託料は幾らなのか、どのように水質が改善されたのかという御質問でございますが、まず、水質改善の方法につきまして2つの方法を用いて行っております。

まず1つ目は、平成30年度に導入しました水質浄化装置によりマイクロバブルという小さな気泡、酸素を水中に投入しまして、バクテリアを活性化させ、有機物を無機物に浄化しております。

2つ目の方法ですけれども、降雨等により池に流れ込んだ濁りは砂などの無機物であるため、浄化装置では分解ができません。そのため時間をかけてきれいにならない場合や早くきれいにしたい場合は凝集剤というものを用いて濁りを沈めております。

委員の御質問のありました、弁天池水質改善委託料の金額は14万3,000円となっております。主にもみじ祭りの前に凝集剤を用いて浄化をしております。

水質改善につきましては目視となりますが、浄化装置により透視度を上げております。

説明は以上です。

○今井委員長 山下委員。

○山下委員 こういった弁天池の水質改善というのはやはり非常な専門性が要するんです。というのが弁天池には以前から様々な生き物が生息しております。その生息に何らかの影響、これを与えるというようなことがないような水質改善を図らなければならない。それで、そのあたりのところで大丈夫であったのかということとを質疑いたします。

○今井委員長 田中課長。

○田中都市整備課長 先ほどの質問の生き物が生息ということなんですけれども、今回の浄化装置は空気を入れてバクテリアによって環境面を変えていくのですけれども、その中で生物が住みやすいようになっていく装置なんです。ですので、今回、先ほど指摘がありました、生物は住みやすくなっていくと思います。

○今井委員長 山下委員。

○山下委員 それでは、観光に来てくださる方とか、市民の方々にとっても弁天池がより水質が澄んで、また、そこに住んでおります生き物、これも元気に生息できるというふうに理解してよろしいんですか。

○今井委員長 田中課長。

○田中都市整備課長 委員のおっしゃるとおり、そのとおりです。

○今井委員長 それでは、同じ項目で。

飯田委員。

○飯田委員 すみません、同じところで質問させていただきます。

まず、こういうことを言うと失礼に当たるんかもしれんのですけれども、弃天池水質改善をするということ、この事業自体の必要性というものについてちょっとお伺いしたいんですけども、そもそもこの池自体の水質というのはいつ頃から悪化したのか、また、その原因がつかめているのか、それと、もともとすごくきれいな池であってなぜこうなったのか、これを改善したいという思いでそこへ至っているのか、その辺のところについてお聞きしたいと思います。

○今井委員長 田中課長。

○田中都市整備課長 悪化の状況なんですけども、この弃天池については、流入量が通常で少ないんです。ですので、その水が循環しなくて流れないので悪化している原因となっています。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 ということは、もともとそこへ流入する水、だから、山のところなので恐らく湧き水とか、そういうのが入ってくる以外にははないのでしょうか。恐らくそこへ流れる川があそこではないのかなと思うので、ということは、もともとそんなに水の流れがいい場所ではないという条件の池であるという認識でいいんですか。

○今井委員長 田中課長。

○田中都市整備課長 委員おっしゃるとおり、湧き水でありますので、水が少量なので循環しないということです。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 ということは、確かに弃天池の水が澄んできれいな水で生き物がたくさん住んでいるという状況があるのはすばらしいことだと思うんですけども、果たしてずっとその状況をつくり続けるという、そこにお金を入れ続けるということは適正なのかどうかという部分を考える必要もあろうかと思うし、水が入らなければ、何らかの形でその水が確保できないかということは今まで考えられたことはあるのでしょうか。

○今井委員長 田中課長。

○田中都市整備課長 水が入らないことについて、少し検討はしてみたんですけども、

それをするには井戸が必要になってきます。井戸を設置するには高額となりますので、今の状況を考えると、浄化装置を設置してそれで池の環境を変えていく、これがベストやと思っております。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 それが一番なのかどうか、ちょっと議論が残るところなんですけれども、この池、この自然公園というものについて永遠にこれを持続させていくには、そんな人工的な浄化装置とかいうものを常に利用するという形よりも一回はお金がかかるかもしれないけど、そういう井戸なりの水を確保するということが、これが10年、20年の話じゃないと思うんです。だから、その辺のところをちょっと考える必要があるのかなというふうに思うんです。だから、それやったら自然にこの池がきれいになるという、見る人も自然の形で見るという形になると思うので、やっぱりその辺の考え方というものは必要かなと思うんですけれども、部長、どうですか。

○今井委員長 富田部長。

○富田建設部長 まず最初に、御質問にもございました、この弁天池を浄化するその必要性というところなんですけど、近年は特に最上山はもみじ祭りに代表されるように市内外からたくさんの方が来られます。その折に、最上山、もみじ山に上がるときに、弁天池というのは玄関口というところがございます。その池が濁っているということであれば、来ていただく方にもちょっと印象が悪くなりますし、それから、毎日のように最上山公園を散策されている方もあります。その皆さんも大体出発点は弁天池というところになっています。そういったことで、弁天池が本当にきれいな状況であるということはそこに訪れる方の心の癒やしにもなりますし、さらに観光の面でも大きな効果があると思いますので、この取組自体は続けていかないとけないかなというふうに思います。

それから、先ほど飯田委員からございました、井戸を掘って水量を確保してはというお話なんですけど、それも今後検討はしていきたいと思います。

ただ、担当といたしましては、どうやって水をきれいにしようということで、本当に日頃から考えながら取り組んでおりますので、その分については御理解をお願いしたいと思います。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 その考え方と取組については当然仕方がないことだと思うんですけれども、これから先のことをずっと考えると、やはりそういう新しい考え方に切り替えてやっていくのも必要かなと思うので、またその辺の検討はよろしくお願ひしたい

と思います。

○今井委員長 続いて、同じところで。

津田委員。

○津田委員 私も同じところの質問だったんです。実際、見た目が、私も何度か見せてもらって、そんなに変化が見られなかったのので、どういうことがされているのかなという部分で、何か実際水質の部分で、検査とかされて、改善とかというのは出ているのでしょうか。

○今井委員長 田中課長。

○田中都市整備課長 水質のほうの検査はしていませんが、目視によります水が浄化されたということは確認はしております。

○今井委員長 津田委員。

○津田委員 そうですね、先ほど部長のほうから答弁がありましたけど、やっぱりもみじ祭りの玄関口になるような池なので、先ほど飯田委員のほうからも出ましたけど、やっぱり抜本的なことも、今後また検討していただければと思います。

以上です。

○今井委員長 同じところで。

神吉委員。

○神吉委員 私も同じ最上山のことでお伺いします。

まず、何点かありますので、まず1点ずつお聞かせください。

不用額というのでしょうか、未執行額というのでしょうか、249万3,000円というものがあるんですが、これはどういうことでしょうか。

○今井委員長 田中課長。

○田中都市整備課長 不用額の249万3,000円については何かということなんですけども、主立ったものとして2点の不用額の理由を説明いたします。

1点目は、最上山公園下刈り業務と最上山公園植栽工事において、制限付一般競争入札を執行しており、その入札差金となります。

2点目は、弁天池水質改善委託料であります。当初降雨による濁度となった水質を改善するため、3回の実施を予定しておりましたが、令和元年度において、濁度による水質が悪化することもなかったのので、もみじ祭り前に一回実施したことによる回数削減となります。

以上です。

○今井委員長 神吉委員。

○神吉委員　そこで、先ほどから話題、課題になっている水質のことなんですけれど、あの池が水底が透けるほどきれいにできる池であるというふうには感じていないんです。でも、それを今、もみじ祭りに来られる方々に透明で、きれいな水があそこにたまっている状況をつくりたいという、みんなの希望はよく分かるんですが、先ほど飯田委員も言われたように、答弁もあったように、あそこには少量の水しか流れてきていないので、水質がそんなに大きく良くなることは考えられないんだと。水がよどんでいるのがきれいになることは考えられないんだと言われている。

そこで、水質の改善は完了したのかと書いていますけれど、私、次の質疑で、水質はいいんだと思うんですが、よどんでいる、黒い、緑色のどんよりした雰囲気が悪いんだと言われているんだと思うんです。ただ、この間も見に行きましたけれど、周りはきれいですから、きれいに今整備されていて、その中で水の色だけがというところなんですけど、あれは直せるものだとお考えですか。

○今井委員長　田中課長。

○田中都市整備課長　色なんですけども、これは凝集剤を用いたら透明になります。そして、今、思っているのは、その池の紅葉が咲いたときに、この水面に映るようにとかを考えたところ、ちょっと色がついているほうがいいのではなかろうかとは私は思っております。

以上です。

○今井委員長　神吉委員。

○神吉委員　あくまでももみじ祭りの期間、今から来る、もみじ祭り実行委員会としてはもみじ祭りはなくなるわけなんですけれども、紅葉はするはずです。そのときに来られるでしょうから、その際に湖面に紅葉の色が映るように、紅葉の期間中はきれいにしたいという思いでされる、そういうことですか。

○今井委員長　田中課長。

○田中都市整備課長　そうですね、紅葉の期間中は観光客が今まで従来やったら4万人、5万人もいらしていたので、そのためにも凝集剤を使ってきれいにしていくということも一番には考えております。

それで、ほかの通常時にも汚くなった、汚くなったというか、豪雨により濁度となったものがあつたら、そのときには実施していこうと思っていました。それで、令和元年度においては、降雨も余りなかったので、通常の状態だったのでしなかったんです。

○今井委員長　神吉委員。

○神吉委員　そういう思いでしていただいているのであれば、ちょっと情報をいただいたのが、有名な雑誌で、日本一かな、西日本一かな、山崎の紅葉が一番きれいなんですよというものが雑誌に載るそうなんです、10月発売ですね。こんなことになると、今回もみじ祭り、中止になっているので大変だねという話題にはなっているんですけど、とはいえ、その紅葉が紅葉すると皆さん来られますから、そのときに水質が、水質というか、見た目、色具合がいいように努力していただきたいと思います。よろしくお願いします。

それと、次の質疑ですけれども、LED照明によるライトアップの件ですけれども、これは購入されていて、もみじ祭りの期間中以外にもその場所、あの場所、もしくは違う場所でこのLEDライトは使われているんですか。

○今井委員長　田中課長。

○田中都市整備課長　もみじ祭り以外では今年度は夢公園のほうで使用させていただきました。

以上です。

○今井委員長　神吉委員。

○神吉委員　恐らく20台前後のライトを用意されていると思うんですけども、量的にはそれで足りていますか。

○今井委員長　田中課長。

○田中都市整備課長　量的には今、35台ちょっと、数字的には覚えていないんですけど、あるんです。それで、今のところは足りております。そして、このライトのほうの管理のほうは観光協会で行っております。

○今井委員長　神吉委員。

○神吉委員　次、もう一点なんですけど、展望台付近の支障木の伐採を取り組めたかということなんですけど、今日も見ましたら、展望台はだんだん木にもう隠れてきております。令和元年度は何かされましたか、それで、どうしようと思われているのか教えていただきたいんです。

○今井委員長　田中課長。

○田中都市整備課長　このもみじ山を拡張して、観光資源にしたいために、令和元年度の支障木伐採については紅葉を植栽する範囲の針葉樹の伐採をしております。展望台付近の支障木伐採は、植樹範囲の伐採を完了した後に土地の所有者と協議して、そして、進めていきたいと考えております。

以上です。

○今井委員長 神吉委員。

○神吉委員 ということは、していこうという方向なので、いつ頃になるんですか。

○今井委員長 田中課長。

○田中都市整備課長 植樹なんですけども、そちらのほうが令和3年度、4年度ぐらいには終わります、完了します。それ以降に展望台周辺の伐採については所有者さんのほうの協議をして、御理解をいただいてから実施していかなければなりません。以上です。

○今井委員長 神吉委員。

○神吉委員 していかなければならないんですけども、それをしていこうということですか、していくよということですか。

○今井委員長 田中課長。

○田中都市整備課長 実施していきたいということです。

○今井委員長 よろしいですか。

そうしたら、次の項目に行きます。

飯田委員。

○飯田委員 それでは、74ページ下段の下水道施設統合事業についてお伺いします。

次年度で実施する施設ごとの統廃合などの検討に向けた基礎調査を実施することができたというふうに評価されておりますけれども、どのような調査を行い、統合についてどのような見通しができたのか、伺います。

○今井委員長 坂井次長。

○坂井建設部次長兼上下水道課長 それでは、下水道施設の統廃合事業についてお答えをいたします。

下水道施設の統廃合計画につきましては、目標年次を令和27年に定めて、令和元年度より令和2年度の2か年において計画策定をしております。

令和元年度の事業内容につきましては、各処理場の計画処理能力や汚水処理実績等、現在の施設についての基本的な内容を整理した中で、基本諸元の確認を行っております。

次に、目標年次までの人口推計等を行っております。この人口推計については、センセイ近似値や、それから、指数近似等の幾つかの算出方法を用いた中で、過去の人口推計から旧町単位での推計、それから、下水場処理単位での推計とこういうものを行いまして、最も相関性が高いそのものの評価を行った中で、現在策定中であり、水道ビジョンの推定給水量等を基準としまして、各処理場における計画汚水

処理量の原単位を算定し、決定しております。

この作業によることで、各処理場における令和27年度までの各年度での計画処理量を想定するということができます。これが基本調査と基本諸元の決定ということになります。

次に、地形的特性や社会的経済圏の状況を勘案した中で、相互に統廃合の検討が可能な処理場というものを一つのグループとしまして、それを集合処理区ということで市内を4つのブロックに分けております。この4つのブロックに分けたということは、次年度からの統廃合に係る基礎単位としてこういうふうに設定したということでございます。そういったブロックを分けて実施した中で、ある程度の見通しということでは、流域下水道がありますので42処理区の41処理場というものを42処理区、28処理場へ統合できる可能性があるという、そういう案を今は持っております。約3割の施設を廃止できるのかなと今は考えております。ただ、これは詳細な検討を行っていたというものの数字ではなくて、あくまで本年度、今検討しておるんですけれども、その検討ベースということの位置づけでございます。

本年度におきましては、令和元年度の成果をベースとして、各処理場ごとに詳細な統廃合の可能性を検討し、経済比較した中で、最も有利な統廃合の形態を探していくということになるんですけれども、統廃合により施設数を減らすという検討はもちろんですけれども、地理的要因など、接続するための費用が膨大になることで、統合が不可となる処理場も出てくると思いますけれども、ただそれで検討を終わらせるというのではなくて、建設当時と比較して、著しく処理水量が減少しているということも踏まえた中で、処理方式の変更についても検討を行って、処理場数の削減とともに、施設を残す場合においても施設維持に係る経費削減ができるよう、検討を行ってっております。

以上です。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 この事業自体が今おっしゃったように、令和27年度が目標ということで、もう本当に四半世紀というような計画であろうと思います。その中で恐らく人口もどンドンどンドン減っていく、悲しい話ですけれども、増えていくという望みはまぶらないと思うので、人口が減っていく中での統廃合という部分はあります。そういうことは一定以上の人口減になってしまうと、統廃合自体ができない状況もあろうかと思うので、やはり長い目を見たその部分の計画の信用性というものもきっちり出していかなあかんと思うので、その辺のところをきっちりやっていただきたいと

思いますのと、やっぱり一定の令和27年という長い先のことなので、その間にきちりきちり報告なりをしながら、住民の理解、市民の理解を得ていくという方向も必要やと思うので、その辺のところもきちりお願いしたいなと思うんです、いかがでしょうか。

○今井委員長 坂井次長。

○坂井建設部次長兼上下水道課長 今回立てる令和27年までの計画なんですけれども、今予測される人口等で可能な処理場というのをしています。ですから、これからその計画に基づいて統廃合していく中では、やはり前年度、前々年度にそれまでの人口推計が間違っていなかったとか、そういうことに照らし合わせた中で当然実施していくという形になりますので、そのとき、そのときの事情に合わせた実施になると考えております。

○今井委員長 いいですか。

では、同じ項目で。

神吉委員。

○神吉委員 私も同じ下水道のところなんですけれど、41ある処理場の統廃合を進めていくということなんだろうが、地域によってその処理方法が違っていたりするやつを飛び飛びであると思うんです、その場所、場所が、それをつなげていくという方法を行われていくということなんだろうということと、地元の説明ということが書いてあるので、地元等の調整というのは地域にとってデメリットがあるからそういう調整をしていかなければいけないのかということをお聞かせください。

○今井委員長 坂井次長。

○坂井建設部次長兼上下水道課長 飛び飛び、もちろん41の処理場を統廃合するということは、当然処理場と処理場の管をつなぐということになると思います。今、検討しておりますのは4グループに分けたと申しましたけれども、まずその核となる、その4グループの中でも核となる処理場というのをまず決めております。山崎ですと流域下水道、一宮ですと神戸、波賀ですと波賀中央、それから、千種ですと千種中央というような、そういうものの中で、そこにまず接続していけるのかなという検討を行った中で、やはり先ほども言いましたけれども、接続にかかる費用が膨大で、そこへつなげられへんよというようなことになると、ちょっと質問の中にありましたような、農集と農集、それからコミプラをつなぐとか、今言った核のところへつながらへんのですけれども、それぞれ上流側での施設同士でつなぐという部分も当然検討の中に入れております。

それと、地元の調整という部分なんですけれども、この地域にとってのデメリットがあるのかということなんですけれども、今の地域にとってのデメリットとしては想定はしておりません。なぜ地元調整と書いておるかといいますと、この統廃合計画につきまして、将来的な費用負担を考えた中で、地形的に不利な宍粟市におきまして、最も経済的で効率的であるようなという部分で検討を行っております。

ただ、この計画は計画なんですけれども、合併前の旧町時代に下水道事業を行った中で、地理的要因であるとか、また、それ以外のいろいろな要因もあった中で現在の42処理区、41処理場ということになっていると、そういうことも私たちは思っております。ですので、私どもが策定しました、将来の処理区については、やはりこれまでの処理区とは変わってくるということになりますので、地元での御理解を深めた中での実施がまず優先なのかなという、そういう意味での地元調整ということを書いております。

以上です。

○今井委員長 神吉委員。

○神吉委員 分かりました。技術的なことは少し、全然分からないので、もうできる、できないだけでよろしいんですけれども、農業集落排水とコミュニティプラントの違いが私には分かっていませんが、そこそこで点在しております。それをつなげることによって何か問題がある、経費的なこととか、技術的なこととかというので簡単に教えていただけたらうれしいですが。

○今井委員長 坂井次長。

○坂井建設部次長兼上下水道課長 農集とコミプラをつなげるのに技術的な問題というのはもう特にございませぬ。もう距離が遠いか、どないか、それをどないしてつないでいくかというその経費だけになると思います。

以上です。

○神吉委員 分かりました。

○今井委員長 いいですか。

そうしたら、次の項目に行きます。

飯田委員。

○飯田委員 それでは、委員会資料でいただいております5ページの100万円以上の不用額が生じた節というところで、5ページの土木総務費の部分で、危険ブロック塀等撤去支援事業補助金という部分、これで申請の減という理由があげられておるんですけれども、全体的に見て、市全体の中での危険ブロック塀というものが除去

されたという考え方でいいのでしょうか、それとも、まだまだ残っている可能性があるとお考えでしょうか、そこをお伺いします。

○今井委員長 田中課長。

○田中都市整備課長 失礼します。市内全ての危険ブロック塀等が処理できたかという御質問ですが、市民への事業内容の周知、情報提供を行い、管理責任のある所有者のうち、撤去意思のある所有者が行う撤去への支援は完了したと考えております。

この事業は、県補助事業による随伴事業によるもので、県事業も令和元年限りの事業となっております。

県の事業終了の考え方として、ブロック塀の管理責任は所有者にあります。平成30年に発生した大阪北部地震によるブロック塀の倒壊による被害を受け、早期に県民の安全確保をする必要があったため、補助事業に期限を設けて撤去を促してきています。

そして、県ですけれども、市町の広報、ホームページへの掲載等により、早期撤去を促す取組、情報提供を行い、撤去意思のあった所有者に補助を完了したと判断したことで終了となっております。

市では、危険ブロック塀等撤去支援事業補助金交付要綱を平成30年度に創設して、広報誌で2回、音声放送で5回、全戸配布チラシで1回により市民周知を重ねて、そして、事業終了前にも市民へも周知し、早期撤去を促し、撤去意思のある所有者に補助を完了したと判断して、県補助に合わせて事業を、補助を終了しております。

以上です。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 おっしゃることはよく分かりました。しかし、これもどこまでやればこれで安全かというのなかなか難しいと思うんです。それで、一応条件的に通学路であるとか、そういう部分に面した塀ということは一番の対象になったと思うんですけれども、それは恐らく教育委員会等で通学路については点検をされておるといふうに思うんですけれども、全体の中でそういうところについてはまず完了できたのかなという見立てででしょうか、いかがですか。

○今井委員長 小坂副課長。

○小坂都市整備課副課長 失礼します。ただいまの御質問にお答えします。

通学路に面した危険ブロック塀の総量については、通学の点検の中でそこまで点検はされてはいないのかなと認識をしております。あくまでこの事業は、管理責任のある所有者に対して、市全体として周知を重ねまして、撤去意思のある方に対し

て補助金を交付して撤去いただいているというものでございますので、あくまで管理責任のある所有者自らが行うということが前提でございます。

以上です。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 分かりました。公共のものでない以上、個人の持ち物であるので、強制的に潰しなさいとか、撤去しなさいということは言えませんので、それにもしその意思があるなら補助しますよというものであるという理解はできますけれども、やはり最終的に本当に有効にいったのかなという部分にちょっと疑問が残るので、その辺が一応そこのところだけお聞きしておこうかなと思いました。それだけいろんな形での呼びかけをしたということで、市自体としてはやれることはやったという思いであろうかと思うので、その辺のところ、またこれはもう何かあったときに振り返ることだと思えるんですけども、そのときはそのときでまたいろんな反省もあるかと思うので、またこの辺、こういうことについてはきっちりとした呼びかけができるという状況だけお願いしたいなと思えます。

○今井委員長 小坂副課長。

○小坂都市整備課副課長 その都度、その都度、適切に市民への呼びかけ、周知を続けていきたいというふうに思っています。

以上です。

○今井委員長 続いて、津田委員。

○津田委員 私も全く同じところで、補助金調書を見ながら質疑を出させていただいたんですけども、要は申請者が、申請があった分に対しての補助を行ったということで、例えば行政からここ、ちょっと危ないですよということで、その所有者に対して呼びかけをしたとか、そういったことは一切されていないということなんですか。

○今井委員長 小坂副課長。

○小坂都市整備課副課長 御質問のとおり、こちらからの呼びかけというのはしておりません。

○津田委員 分かりました。

○今井委員長 審査の途中ですが、ここで休憩とさせていただきます。10時半から再開いたします。すみません、10時20分から再開させていただきます。暫時休憩します。

午前10時08分休憩

---

午前10時20分再開

○今井委員長 休憩を解き、委員会を再開いたします。

引き続きお願いいたします。

浅田委員。

○浅田委員 それでは、私は成果説明書の25ページ、26ページ、水道事業特別会計について質疑をさせていただきます。

事前質疑ではいろいろ書いております。経常損失、未処分利益剰余金の分析、あるいは、有収率向上に向けた取組がどうなのか、また、給水原価と供給原価の改善に向けた取組はどうなのかということであげさせていただいておりますけども、この間、令和元年度いろいろ努力していただいていることは承知をしております。経常費用におきましても前年度比で約1億1,300万円強の減となっておりますので、いろいろ努力の結果というふうには私は理解をしております。

ただ、この人口減少の中、人が減るということは水の需要が減っていくと、もうこれは自然の道理でございますので、いかにこの宍粟の上水道を活用していただくか、このおいしい水を飲んでいただくか、もうこれに尽きるのではないかなど。この上水道事業について、収支とんとんというのが非常に広大な面積、それから、膨大な施設を有する宍粟市においては非常に厳しい状況でありますので、少しでも市民の皆さんにこの上水道を活用していただく、もうこれしかないのかなというふうに私は思うんですが、担当部局といたしまして、令和元年度決算を見据えた上でどうお考えになっておるのか、この点についてお尋ねをいたします。

○今井委員長 小池副課長。

○小池水道管理課副課長 すみません、失礼いたします。水をいかに使っていただくかという、最終そこに尽きるということですので、今のところちょっと考えておる、考えるというか、いろいろ検討の中でさせていただいております項目としまして、使用水量を増やす対策として、以前にも話題になったペットボトルによる水道水の販売やマイボトルの普及など、水道水の利用促進というようなことが考えられないかとかいうようなこともちょっと検討というのか、しておる、一部しておる部分もあります。おいしい水のPR、広報等を通じたおいしい水のPR、水道水を御使用くださいというようなPRをしながら、水道水の利用促進に努めていく必要があると考えております。

以上です。

○今井委員長 浅田委員。

○浅田委員 いろいろと最終的にそれが事業化できるかどうかというのは、これはまた別問題だと思いますので、いろいろな方策については検討していただいたらというふうに思います。

それで、いろんな広報を通じての市民へのPRということで、この2020年4月号の広報にも水道水を活用してくださいねというふうな広報をしていただいております。また、以前私も一般質問の中で、マイボトルで、要はペットボトルをたくさん、コンビニ等々で水を買うのではなく、少しでもペットボトルを買うのを減らしていただいて、宍粟市の上水道を飲んでいただくと、そういうことも必要ではないかなということも申し上げたところでございますので、いろいろとPRというか、もうそれしかないのかなというふうに思いますので、その点、また広報の紙面も限られておるとは思いますけども、あらゆるホームページとか、いろんな媒体を使ったそういう広報についてどのように取り組んでいこうかなということを今現在の考え方でよろしいのでお聞かせいただけたらなと思います。

○今井委員長 富田部長。

○富田建設部長 本当にたくさんの水を使っていたかというのがその命題でございます。先ほど担当のほうも説明いたしました、業界に水道新聞という新聞がございます。そちらのほうでもある町ではこんな取組をしているんだとか、こういうやり方をしているんだというような記事も載っております。また、通常の新聞にもちょっと特色的にそういった記事も載っておりますけども、そういったものについてはまずはああ、こうやっているんだなど、それを研究もさせていただいて、宍粟市としてどういう取組ができるのかなというのを日々考えているというところです。

次に、市民の皆様というか、市外の皆様にも含めてのPRの部分なんですけど、まず、広報誌、今年の4月号にも記事を掲載させていただいたんですが、不定期になるかも分かりませんが、宍粟のおいしくて安全な水というのを機会あるごとにPRをしていきたいというふうに思います。なかなか紙面の都合で大きな記事は書けないかも分かりませんが、たとえ小さくても訴えるということで、そういった記事の掲載、それから、市のホームページのほうにも何か記事を載せるというようなことで、少しでも宍粟市のおいしい水、安心・安全な水を使っただけのような、そういう取組を進めていきたいと思っております。

○今井委員長 浅田委員。

○浅田委員 最後に、平成30年度の決算を踏まえて広報で何か連載、水道の連載をし

ていただいています。これは将来を見据えた中での市民への広報だったとは推測いたします。また、令和元年度の決算も出ましたので、このことについてもどういふふうにするのか、今後の部局の考え方によるだろうと思いますし、それからあと、今現在、水道ビジョンの策定中でございますので、管路の長寿命化とか、そこら辺の経費の削減の考え方もその中に盛り込んでいただくことになろうかと思っておりますので、その点、方針もありましたら最後に聞かせていただいて、私の質疑は終わりたいと思います。

○今井委員長 富田部長。

○富田建設部長 昨年度というんですか、令和元年度、広報誌を連載というような形で3か月ぐらい続けてさせていただきました。最初は水道の今ということで、今の状況という部分と、それから、水道のこれからということで、これからどういふふうにしていくんだというところと、それから、水道の経費削減の取組ということで、具体的な部分を紹介した記事を書きました。今後におきましてもやはり市民の皆様を守っていただく水道というのをつくっていかねばいけませんので、引き続き同じようなテーマになるかも分かりませんが、今の現状をお伝えし、それから、これまでの取組、これからの取組というようなテーマでお知らせしていけたらなというふうに思っております。

○浅田委員 終わります。

○今井委員長 じゃあ、次の項目へ行きます。

神吉委員。

○神吉委員 私のほうからは、成果説明書76ページの上下水道確保対策事業の中のさらに今宿水源のことと、それから、新設されました導水管のことについて伺います。

まず、令和元年度の導水管敷設事業がありました。これは無事に安全に終了したのかということと、それから、今宿水源の劣化状況を数値で表すことはできるのか、これは見える化しないと劣化具合が分からないのではないかと思います。記させていただきます。まずこの2点伺います。

○今井委員長 坂井次長。

○坂井建設部次長兼上下水道課長 それでは、お答えします。

まず、令和元年度の導水管敷設工事ですけれども、これにつきましては、平成30年度に株式会社ハマダと令和2年5月末までの工期によりまして実施してきております。新水源に係る導水管敷設工事ですけれども、宍粟市では比較的大きな口径となります300ミリのウィード管というのを約2.8キロ敷設するというものでございま

した。工事では一部商店街北側の狭小な区間を通過しましたので、周辺住民の方には大変御迷惑をおかけしたと感じております。

また、昨年秋のもみじ祭り付近で舗装復旧の施工について、私どもの認識不足の中でちょっとお叱りを受けた場面もありまして、そのときには神吉委員さんにも大変御心配をおかけしたと思うんですけれども、ただ、そういう部分もありましたけれども、約2か年にわたる工事全体におきましては、関係地区、それから、関係の住民の皆様の事業に対する大変深い御理解、御協力によりまして、大きな問題や事故もなく完成できたと考えております。

現在は、新水源から上寺浄水場へ県水を送水するためのポンプ設備であるとか、監視装置及び非常電源装置など、設備全般について、令和元年度11月20日から令和3年3月25日の工期によりまして、オルガノ株式会社関西支店によりましてこれを実施しております。

また、その他施設の外構工事ですけれども、これにつきましては、本年度6月に地元企業であります、山崎建材運輸と契約をいたしまして、令和2年11月16日の工期で実施中でございます。来年4月からの供用開始に向け、事業の計画どおり進捗は進んでいるという状況でございます。

次に、今宿水源の劣化状況を数値でということなんですけれども、一般的に施設全体を捉えた劣化率というのを表現するものはないんですけれども、例えばコンクリートの劣化調査であるとか、それから、管内、管路内ですね、管路内のカメラを入れる調査など、そういう個々の診断を行いながら目安としていくということではできると考えております。

昭和50年に建設されました今宿水源でございますけれども、現在で45年ぐらいを迎えることとなります。管路に関しましては、供用開始より漏水などの事故は今のところはございませんので、敷設された地盤等が比較的良好なのかなという、ということが想像はできます。施設の更新基準でいいますと、ポンプの制御板とそういうものが収められている建物、ああいうものや、井戸本体の躯体、そういうものに関しましては、法定耐用年数でいきますと50年から60年ということになります。また、管路につきましては40年ということになっておりますけれども、あくまで一般的な更新基準の目安ということで、宍粟市におきましては、更新基準の1.5倍ということに設定いたしまして、そういった基準で言いますと、建物に関しては70年から90年、それから、導水管におきましては60年が一定の目安かなと、そういうふうに考えております。

ただ、本当にその基準で更新をするのかということに関しましては、やはり管路はそれぞれ土質の関係等なんかで一概に判断できるものではございませんので、当然経過年数がたつにつれ、事故の発生する率が上昇してくるということになりますので、60年ぐらいを超えてくると一般的には事故率がぐっと上昇してくるということになりますので、やはりバックアップ水源としての位置づけ等から、点検等を行いながら、スポット的な修繕というのを行っていく必要があるということと考えております。

以上です。

○今井委員長 神吉委員。

○神吉委員 昨日の停電などでも市民、電気がないと市民は大わらわで、水道も同じで、水が止まってしまうということになるともう大変なことで、生活ができないということを支えている、たくさんの人たちを支えている水道管の複数化事業だということを知っていましたが、使うまでに今宿の水源から水道管がトラブルになれば大変なことになるから、早く複数化を進めたいという工事でしたが、ということは来年の4月開始までにはほぼほぼ大丈夫なような工事に進んだということでしょうか。

○今井委員長 坂井次長。

○坂井建設部次長兼上下水道課長 もう建物というか、構造物、管路にしても、ポンプ室にしても、それはもう11月、12月に完成しまして、一応そこから試験区間を3月までとりまして、4月の供用に向けて事業を実施しているという、そういう工程でございます。

○今井委員長 神吉委員。

○神吉委員 分かりました。浅田委員のほうからもありましたように、高額な工事費をかけて水道工事をしているわけで、これをたくさん使ってもらいたいというところにもつながってくるんですが、宍粟市の水はとてもおいしいお水であるということを知っておりますし、私も実感しておりますので、これをそのままペットボトルへ入れて持ち歩くという方々は多くおられるんですけど、先ほどもおっしゃられていたように、ペットボトルへそのまま水道水を入れるというのは何か今販売されているお水と比べて違うのではないかというふうな思いから、余りそういう作業をされないのかもしれないんですが、それはおいしいお水のつくり方というものがかかっていれば、市民も重たいお水を家まで運ばなくても水道から出るよという、そういう作業につながると思うので、先ほど言われていた水道の、水の販売とかいう

ところもそこへつながってくると思うんですが、宍粟のお水を水道水で、もしくはペットボトルへ入れたらこういうふうにおいしくなるんですよというのをぜひ宣伝して、市外の方にもこの水が販売できるような環境をつくっていただきたいと思うんですが、このことに関してはどうお考えですか。

○今井委員長 坂井次長。

○坂井建設部次長兼上下水道課長 宍粟の上水道、ペットボトル化なんですけれども、これも一応検討段階ではあるんですけども、ある程度考えております。今のところ、どれくらいの経費がかかるのかということなんですけれども、大体最終、最低のロットで作った場合に大体1本、初回と2回目というのは値段はちょっと違ってくるんですけども、大体初回が100円ぐらいするんです、1本、500ミリで。それで、2回目以降ぐらいからやったら90円程度で作れるということになるんですけども、それが大体1万2,000本作るとというのが最低ロットになるんですけども、それを今後、余らせても仕方がないので、どこにはいていくのかということが一番大きな課題なのかなということは考えておる中で、まだこうやということは決めてはおらないんですけども、一応災害の備蓄用にいつも毎年6,000本から7,000本の水が、賞味期限がありますので変わっているということがありますので、そこにも使えるのかなということと、それから、ふるさと納税の返品ですね、返礼品、そういうのにも使っていたらどうかとか、それから、それから残った分なんかは道の駅であるとか、そういう販売用として、それは赤字にはなるんだろうけれども、PRということで置いてはどうかというような、そういうようなことは検討はしております。

以上です。

○今井委員長 神吉委員。

○神吉委員 少しこの話で市が作って売るという方法もあるでしょうが、民間がこれを買りたいんだと言ってくれるのが一番いい方法だと思うんですが、そういう方法も併せて今後研究していただきたいと思います。

終わります。

○今井委員長 そうしたら、次の項目へ行きます。

田中委員。

○田中一郎委員 それでは、私は道路についてお願いしたいと思います。

成果説明書の71ページの上段で、道路新設改良事業の部分で、頂いておった資料を見ていますと、全体の改良率が60.6%、そこにはあげておりませんが、舗装の

率も86.9%ですか、と明示してあるんですけども、できましたら、宍粟市は大変広い地域を抱えておりますので、地区別、町単位というんですか、その部分の改良率、分かれば舗装率等が分かったら教えていただきたいというのと、やはり地域格差、なかなかこれだけの広い用地を所有しておりますと、目につかない部分での工事の遅れとか、申請なり、要請がないと工事に入れないとかいう諸条件の中で、結果的に地域格差が、建設部だけじゃないんですけど、ほかの部でもそうですけども、やはり多々あるような気もなきにしもあらずなので、その辺の2点をまずお聞きしたいと思います。

○今井委員長 大田副課長。

○大田建設課副課長 失礼します。地域別町単位ごとの改良率についてですが、改良済みとは道路部の幅員が4.0メートル以上の区間を改良済み延長としており、それを実延長で割ったものが改良率になります。

令和2年3月末現在での市全体の道路改良率は60.6%であり、山崎管内が63.5%、一宮管内が56.4%、波賀管内が69.0%、千種管内が50.8%となっております。舗装率についてですが、舗装率は86.9%でございます。

地域の格差が発生していないかにつきましては、改良率で申しますと、波賀管内最も高く、千種管内が最も低い値となっております。

今後の道路改良の進め方については、この改良率等についても検討してまいりたいと考えております。

続きまして、2点目ですが、見直しについてでございますが、現在、道路改良事業は、事業効果を早期に達成させるため、継続路線の早期完成を目指し、事業を進めているところです。

現在の評価方法につきましてはいろいろな課題がありますが、1次評価で客観的な評価をし、実施に向けた2次評価において地元協力度等の評価をするべきであるなどの御指摘を受けております。

見直し時期につきましては、委員会等でも説明させていただいておりますとおり、新たな新規路線の改良事業の実施までには評価の見直しを行っていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○今井委員長 田中委員。

○田中一郎委員 この見直しについてあげましたのは、去年の決算委員会的时候にも見直しをする必要があると十分に認識しておりますという回答が出ておったので、

十分認識されておるのであればどのような検討が、それが正しいか間違いかは別として、認識しておると、十分な検討を進めていきたいというような記載があったので聞いたのですけども、これについてどうですか。

○今井委員長 谷口課長。

○谷口建設課長 現在のところ、まだ進めるところまではいっておりませんが、まず、今後の進め方ですね、につきましては近隣市町などの優先順位の進め方について調査などを行って、それも参考にしながら、必要によってはもう外部委託をすることもあるかと思いますが、当然期間を要します見直し作業を進めてまいりますので、案ができましたら委員会等に報告させていただきたいと思います。

以上です。

○今井委員長 田中委員。

○田中一郎委員 この件についてはよろしくお願いします。

続きまして、成果説明書72ページなんですけども、一昨年から豪雨災害で宍粟市にとっては平成21年でしたか、それ以来の大きな災害が起きまして、大変御足労願っておるところです。

先日も申し上げたんですけども、3日ほど前に昨年災害の起こった路線でまた土砂崩れ、道路の崩壊があって、二、三時間、昨日と同じように電気が三方地区のほうだけ通じなかったというような部分があったんですけども、その日も当日朝5時半頃、地域の方から連絡をいただきまして、行って、夕方委員会が終わった後行きましたら、市民局長を初め、道路担当の職員の方、夜8時か9時までぐらい詰めていただいて、地元の業者で一応生活ライフは確保できたということで、大変尽力をかけておるということで、ここの部分につきましては、補助災害復旧率が資料によりますと58%であるということ、この復旧率をどのように評価しているかという抽象的なことを書いておるんですけれども、現状、それぞれ一番こういう災害が起きれば尽力していただくのは各市民局の建設、土木それぞれ担っていただいている職員やということはここ二、三年の災害で実感しておりますので、その辺の、本当に現場に行って、災害を復旧した市民局の職員の立場から、また全体的な建設部の立場からというような部分で、まず、一宮、波賀、千種、山崎それぞれ市民局のほう、また、等で関わっていただいた部分から、今、私が述べております復旧率をどのように評価しているか、これからどのようにしていくかというようなこともせっかくですので述べていただいたほうが現実味があるのかなと思っておりますので、よろしくお願いします。

○今井委員長 石垣次長。

○石垣建設部次長兼地域建設課長 それでは、田中委員の質問にお答えいたします。

道路、河川、橋梁の補助災害ですが、令和2年3月末で99件のうち57件の工事完成となっており、復旧率58%でございます。

この復旧率をどのように評価しているかということでございますが、早期発注、早期完了を目指し、職員も頑張り、入札公告を行いました。が、応札者なしで落札者が決まらないという状態が続き、結果、復旧率58%となり、少し残念な数字かなと考えております。

入札公告をしても応札がない状況が続きましたので、令和元年7月からは市内業者の工事受注可能件数を拡大し、11月からは入札参加資格を宍粟市内限定から兵庫県内まで広げましたが、なかなか応札が増えるということはありませんでした。こういう対応をしてみましたが、スムーズに契約に至らなかったというのがこの数字に表れているのかなと考えております。

私からは以上です。

○今井委員長 田中委員。

○田中一郎委員 もしよければ、それぞれ現場に立たれた各市民局のほうの担当の職員のほうから現状を伝えていただいたらありがたいなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○今井委員長 小椋副課長。

○小椋地域建設課副課長 それでは、田中委員の質問にあります、各市民局からということで、まずは一宮市民局の状況を説明させていただきます。

一宮市民局管内では、平成30年災害の全47工区中、令和2年9月17日現在、完成33工区、未完成14工区となっております。一宮市民局管内での全体の完成の率は約70%、残が14工区で、進捗率が16%となっております。進捗がちょっと少ないのは、11月、河川工事に係る部分が多いので、11月の非出水期までは工事がどうしてもできません。よって11月1日、河川内の工事再開に向け、現在準備を進めているところです。災害から3年目となる今年度をもって災害復旧工事を完成させ、災害復旧に強いまちづくりを目指していきたいと思っております。

以上です。

○今井委員長 長尾副課長。

○長尾地域建設課副課長 それでは、私のほうから波賀市民局管内の現状について御説明をさせていただきます。

波賀市民局管内では、合計で17件の災害が発生しました。現状の復旧率で言いますと、13件が工事完了しまして、残るところ4件の災害復旧を実施しております。これから約3か月後には積雪の時期を迎えるに当たりまして、河川内の工事が実施できる期間も制約もありますが、これから工事管理を慎重に行いながら、早期の復旧をしていきたいと考えております。

以上です。

○今井委員長 春名副課長。

○春名地域建設課副課長 私からは千種市民局管内の災害復旧の進捗状況について報告させていただきます。

千種市民局管内の災害復旧工事は、道路が6件、河川が24件、合計30件ございます。現在、今年8月末の進捗状況ですが、道路が6件、河川が6件、合計12件が完了しております。残り18件についても契約がもう全て完了しておりますが、順次河川内についても可能なところは現在も着工しております。順調に進めば来年3月末までには全ての工事が完了する予定でございます。工事の進捗率につきましては件数でいきましたら約全体で40%となっております。

以上です。

○今井委員長 谷口課長。

○谷口建設課長 山崎管内の状況について説明させていただきます。

山崎管内は、道路が3件、河川が3件、災害が発生しております。6件とも令和元年度で完了しております。中でも1件につきましては、通常であれば災害というものは災害査定を受けた後、工事を実施するものでありますが、どうしても急を要する道路災害で、通行止め等になっている分については、逆に工事をしてから災害査定を受けるという、そういうシステムもございますので、そういう対応で早期復旧を1か所行っております。

また、建設課におります工務係ということで、道路改良を通常担当している係がありますが、そちらにつきましては高野川、それから、樺下橋という災害関連工事のほうを担当しております。樺下橋につきましては、令和元年度で何とか完了しております。平瀬橋につきましても工事のほうは全て発注は終わっておりますが、どうしても河川の工事ということがございまして、10月、もしくは11月からの着工となります。何とか3月末にはと思っておるんですが、なかなか厳しい状況であります。何とか一日でも早く最後の平瀬橋の工事が終わりますよう、職員総出で頑張っているところでございます。

説明は以上です。

○今井委員長 田中委員。

○田中一郎委員 それぞれちょっと各市民局の現場の方にお聞きしたいんですけども、この4月ぐらいになりますと、災害によって建設か、産業部か分からないんですけども、農水路とか、土砂崩れによって今までと違って水が来ないんだといったようなことで地域の方が出席されて、田舎では天役といいますけど、されたんですけども、そのようなことがまだ災害によって復旧工事の中でたくさん残っているのであれば、もう今年度に復旧工事が終わるとすれば、ある程度優先的にそういう部分もしていったらあげなくては農業者にとっては気の毒な部分があるのかなど、現実思っておるんですけども、それぞれ一宮、千種、波賀にとってはそういうような案件とかいうような苦情とかはそれぞれ入りましたか。

○今井委員長 小椋副課長。

○小椋地域建設課副課長 どうしてもやっぱり河川に関する災害がとても数が多くありました。それで、田んぼが隣接している箇所も当然ありますが、その場所によっては休耕されたりとか、寄せ土をして、作付面積を減らしてされている方もいらっしゃると思います。ということで、もう確かに御迷惑をおかけしておりますので、なるべく早くそういうところについては着手してやってきたつもりなんですけれども、どうしてもまだ数件はそういう箇所が残っておりますので、なるべくそういうことも気をつけながら進めていきたいと思えます。

以上です。

○今井委員長 長尾副課長。

○長尾地域建設課副課長 波賀市民局管内の現状でいいますと、今、道路の災害復旧工事を行っておりますところで、農業用水路が関係しております。その地区の農業者の方々からいろんな、実際に水が流れなくなったということはございませんが、いろんな連絡を受けるに当たりまして、その都度、丁寧な御説明をさせていただいております。それから、市民局のほうからも工事完了後の農業用水路の使いやすさ方法とかも御提案をさせていただきながら工事を進めさせております。

以上となります。

○今井委員長 春名副課長。

○春名地域建設課副課長 千種市民局の場合は、田んぼの用水の件は農業用の関係の補助でとっていただいたと思うんですが、河川と兼用している排水路に千種の場合はたくさん土砂がたまっていた箇所が何か所かありましたので、昨年度末までには

その排水路にたまっておった兼用の河川については全部土砂を撤去しております。それで、今年度についてはもう土砂撤去はないと考えております。

以上です。

○今井委員長 山崎のほうも。

谷口課長。

○谷口建設課長 山崎管内につきましては、先ほども申しましたが、全て完了しておりますので、そういったところはございません。

○今井委員長 田中委員。

○田中一郎委員 それでは、委員長、続けて、私、次出していますので。

○今井委員長 次、行ってください。

○田中一郎委員 これは最後になるんですけども、ずっと頂いておった資料を見ましたら、企画総務部のほうが出しております、第3次宍粟市行革大綱の中に、水道管理課が所管しております中で、水道料金のことについて少し書かれておったので、取りあえず水道事業の概要ということであげさせてもらっております。

その中には、令和4年4月に水道料金の改定による水道料金の改定幅の検討を行いましたと、行政改革大綱の中に令和元年度の取組の結果としてそういう文言があったので、先ほどから出ていますように、水道料金というのは宍粟市民にとってはすごく注目される部分なので、少しそういう水道料金の改定幅に検討した、当然今年度も検討されると思うんですけども、現状、令和元年度は改革大綱の中で検討したと書いてあったので、どのような検討で、今どのような見直しが進んでいるのか、令和4年度で、今年度は中間になるんですか、この時点で少しお聞きしたいなと思ってちょっと大綱のほうからお願いしたわけです。

○今井委員長 宮本課長。

○宮本水道管理課長 失礼いたします。先ほど言われた行革大綱なんですが、この行革大綱で実績、取組報告を出させてもらった経緯というものがございまして、令和元年度、今までも水道事業は苦しいという話をさせてもらっておったんですが、じゃあ、苦しいならどう苦しいのという発言の中で、なかなかじゃあ、料金を上げるのですか、上げないのですかという答えができておりませんでした。

中でも平成30年には水道事業の経営審議会からも提言を受けております。その中で、まずは目標を、部局として目標を掲げて取り組む必要があるんじゃないかということで、令和元年に協議をしたのではなくて、令和元年に料金改定幅や改定期期の案の協議や作成をしながら、今後、内部の関係者やその関係者以外の承認を得る

ためにも、また、水道の利用者の理解を得るためにも普通考えたら2年はかかるだろうということで、それをもって2年間、令和元年度の時点でこれから2年間先で考えますよということで、令和4年4月1日ぐらいにそのめど、目標ができたかなというふうな形でこの大綱のほうは書かせてもらっております。

これはあくまでもうちが目安でつくってございます。その目安につきましても、令和元年度決算もそうなんです、最終的には留保資金は減っております。留保資金がある体力のあるうちに何とか料金改定なり、料金の在り方を検討したいということでこの大綱でうたっております。だから、今回につきましては、まだ水道事業の財政シミュレーションなどをちょっと図りながらやっているところで、特に公のところで協議をしたものはございません。

○今井委員長 田中委員。

○田中一郎委員 この行政改革大綱の中に出ておった文言がどういう意味で書かれておったかというのはよく分かりましたので、それで結構です。

終わります。

○今井委員長 以上で事前通告の質疑は終わりました。委員の皆さん、関連等、ありましたら。どうでしょうか。よろしいですか。

○田中一郎委員 はい、結構です。

○今井委員長 そうしたら、以上で建設部の決算審査を終わらせていただきます。どうも御苦労さまでした。

午後1時まで暫時休憩いたします。

午前11時02分休憩

---

午後 1時00分再開

○今井委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

委員の皆様の一つ報告をさせていただきます。

先ほど建設部の審査において、当局の説明の中で、雨量強度とありましたが、正しくは降雨強度であったと訂正の申出が建設部よりありましたので御報告いたします。

それでは、審査に入ります。限られた時間でありますので、的確な質疑と円滑な進行に御協力をお願いいたします。

審査に入る前に、説明職員の皆様をお願いいたします。

説明及び答弁は、自席で着席にてお願いいたします。説明職員が委員長席から分

かりづらい場合がありますので、説明職員は挙手の上、「委員長」と発言し、委員長の許可を得てから発言をお願いいたします。マイクの操作は全て事務局が行いますので、赤いランプが点灯した後、発言をお願いいたします。

それでは、総合病院に関係する審査を始めます。

資料につきましては、委員はあらかじめ目を通していただきますので、必要な部分についてのみ簡略に概要の説明をお願いいたします。

それでは、お願いします。

隅岡参事。

○隅岡総合病院参事兼事務部長 4日間にわたります、連日の審査、御苦労さまでございます。最終日の午後の部局審査となりますが、よろしくをお願いいたします。

それでは、病院事業の決算等の概要につきまして、御説明させていただきます。

公立宍粟総合病院は、昭和50年の開院以来、宍粟市域における基幹病院として、この地域に必要な医療を提供し、市民の生命と健康を守ってまいりました。近年の少子化等による人口減少と高齢化が進行する中、医療資源の少ない西播磨北部地域の特定中核病院として2次救急医療や周産期医療の提供、また、市内で唯一の病院として、本市の地域包括ケアシステムの中核を担う医療機関として、急性期から回復期における診療を行うとともに、退院後の在宅医療まで一貫した地域完結型医療を構築し、市民に安全で安心な医療を提供する体制が求められています。

このような状況においての令和元年度の取組ですが、当初予算編成時に議会より、多額の累積赤字を抱えており、経営改善が急務である。総合病院は市民の生命と健康を守る大きな使命がある。病院の建て替えが計画されており、さらなる経営改善に努められたいとの意見を受け、経営改善が最優先課題であるとの認識の下、病院運営に取り組んでまいりました。

具体的取組としましては、地域の医療ニーズに沿った病床数、病床機能に見直し、地域完結型の医療を確立するため、4階急性期病棟を回復期病棟に機能変更しました。

また、大学医局との連携強化による医師確保に努め、外来では内科診療枠を3診から4診に拡充、内科、外科の午後診療や小児科での休日の応急診療を開始するとともに、救急患者受入れ体制の強化を図りました。

これら患者確保に努めた結果、前年度比で入院患者数は約14%の増、外来患者数は約5%の増となり、収益全体では3億448万円の増収となりました。

一方、費用につきましては、後発医薬品使用拡大による材料費の抑制、修繕の先

送り等による経費節減に努めたものの、医師数増による給与費などの増、患者数増に伴い、材料費や経費が増加したことから、1億2,028万7,000円の費用増となりました。

この結果、令和元年度の収益的収支につきましては、前年度比1億8,419万3,000円の改善の3,818万4,000円の純利益となり、平成9年度以降、22年ぶりの黒字を確保することができました。

一方、収益的収支につきましては、乳房撮影装置、いわゆるマンモグラフィーですが、などの医療機器の更新を行うとともに、病室や手術室などの空調設備改修工事など、施設設備の充実に努めました。

また、令和元年度より新病院の基本構想策定に着手し、外部の有識者等で構成する検討委員会を設置、検討を始めるとともに市民アンケートを実施いたしました。

こうした令和元年度決算の状況について、監査委員からは、地域医療の確保、医療水準の向上、患者中心の医療体制、安全管理の徹底、健全経営を図ることにより、持続可能な経営を目指す必要があり、持続可能な病院経営のための経営改革に引き続き努められたいとの意見が出されたところです。

本年度は新型コロナウイルス感染症による診療控えの影響により、患者数が大きく減少し、非常に厳しい経営状況となっておりますが、感染対策に万全を期するとともに、引き続き経営改善に努めるなど、市内における地域包括ケアシステムの中核をなす基幹病院としての役割を担いつつ、地域の皆様から信頼され、親しまれる病院を目指し、病院職員が一丸となって取り組んでまいります。

以上、簡単ではございますが、総合病院の決算概要の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○今井委員長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

通告のある委員から順次質疑をお願いいたします。

○津田副委員長 今井委員。

○今井委員 それでは、質問をさせていただきます。

今も話にありましたように、22年ぶりの黒字達成ということで、本当に様々な努力をされて、黒字にされたことをすばらしいことだと思います。本当に敬意を表したいと思います。

県内の公立病院の中で、30ほどある中でも恐らく10ちょっとぐらいしか黒字になっているところはないとこの前聞いたことがあるんですけども、そういう中に非

常に厳しい中でそういうことを達成されたということは本当に素晴らしい努力があったと思います。

その要因ということで、あとの委員さんの質問にもあるかと思うんですけども、また、今、幾つか説明があったかと思うんですけども、私のほうでは、ちょっと一つこれを聞かせていただきたいんですけども、そういう改革、何で今というか、ここ、去年だけのことでそういうふうになったのではないと思うんですけども、なぜそういうふうな改革ができるようになったのだろう。逆に言えば、どうして今までそういうことができなかつたのでしょうかということをお聞かせいただきたいんです。というのも、やっぱりそれが、今の状態が続いていくということがすごく大事なことだと思いますので、この状態が続くためにはやっぱりどういうことが必要なのかという、そういう意味でもなぜそういう改革ができてきたのか、可能だったのかということをお聞かせください。

それと、もう一つ、今回、黒字になったときに、職員に過度な負担を強いているとか、そういうふうなことはないのかという、その2つをお聞きしたいと思います。

○津田副委員長 大砂課長。

○大砂総合病院事務部次長兼総務課長 1番の質問でございますけれども、平成16年度に新臨床研修制度が始まりまして、医師不足が続いておりました。しかしながら、県の医師派遣の制度も変更になりまして、平成30年度より医師の確保が進みまして、改革プランに基づき、各種施策を進める中で、令和元年度に一定の成果が出てきているという状況であります。

また、改革を進める中で、職員の負担というところでありますけれども、何が重要かというところでありますけれども、今まで取り組んでまいりました診療枠の拡充や午後診療の開始、小児科での休日午前応急診療等、患者のニーズに沿った病院機能の変更や診療報酬制度の変更等に適宜対応していくということが必要でありまして、職員全員が経営改善に向けて共通認識の下、一丸となって取り組んでいくことが必要であるというふうに考えております。

また、職員の負担につきましては、患者数が増加しております。また、医療の高度化など、職員の負担につきましては増しているというふうには認識しておりますが、過度の状況であるというふうなことは認識はありません。

今後また職員の人員体制につきましては状況に応じまして人員増も含めて適宜対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○津田副委員長 今井委員。

○今井委員 ということは、例えば午後診を増やしたりとか、休日診療、夜間診療を増やしたりとかいうような形で人的にもやはり出ることが多くなっているとかいうような中で、今の説明だったら、例えば平成30年に県の制度が変わって、医師の確保がしやすくなったとか、そういう要因でこれが可能になったということですか。

○津田副委員長 大砂課長。

○大砂総合病院事務部次長兼総務課長 診察等々、また、そういったところで医師の確保というのが重要な点かなというふうには思います。医師の確保ができたことによりまして、診療体制が充実したということが大きな要因ではないかなというふうには思っております。

また、職員の意識改革というところも随時、適宜行っておりましたので、そういったことも一つの要因であるというふうには考えております。

○津田副委員長 今井委員。

○今井委員 分かりました。本当に様々な御苦労がある中で、こういうふうに目標を達成をされているということは本当に素晴らしいことだと思いますので、何とかこれを続けていただきたいなと思います。

以上で終わります。

じゃあ、次、お願いいたします。

浅田委員。

○浅田委員 私も病院事業収益のところでお尋ねをすることにしておりましたけども、内容的には今、今井委員の質疑と答弁でほぼそのとおりかなというふうには認識しております。まずはもって約3,800万円の経常利益ということで、その経営改善に対する取組についてはまずは敬意を表したいなというふうに思います。

それで、私なりにこの経営改善の要因というのが今、ありましたように、医師が年々着実に県の養成医も含めて確保に努力していただいたと、その結果、診療体制が整っていったということと、あと回復期への病床の変更も含めて、病床の稼働率も上がってきた。それから、もう一つは、救急の受入れが増えていったことによって収益的にも病床の利用率も上がり、収益が増えていったというふうな認識をしておるんですけども、そういう認識のほかに何か要因があれば教えて、お尋ねをしたいなというふうに思います。

○今井委員長 大砂課長。

○大砂総合病院事務部次長兼総務課長 先ほど外来部分の拡充もありますけれども、

病棟の回復病棟への機能変更、それに伴いまして、理学療法士の増員によりましてリハビリ体制の充実も図っております。

また、退院後の医療としましては、訪問診療等にも積極的に取り組んでまいりました。さらに、患者紹介率の向上を目指しまして、地域の開業医等々の訪問を行いまして、病診連携のほうの強化を図っております。

また、費用の削減では、先ほどとは重複しますけれども、同種同効果品への置換え、また、保険請求漏れ防止のために院内物流管理システムを導入しまして、診療材料費の削減を図っております。

また、薬剤費につきましては、ジェネリック医薬品化を進めまして、コスト削減を図りました。

以上です。

○今井委員長 浅田委員。

○浅田委員 改革プランの実行も順次進めていただいておりますので、引き続き経費の削減については努力もお願いしていきたいなというふうに思います。

あとは特にないんですけども、今、コロナ禍ということで、外来も含めて非常に患者さんの数が減っていく、非常に厳しい状況ではあるかと思っておりますけども、今後とも黒字経営となるよう、引き続き経営努力をお願いして、私の質疑は終わりたいと思います。ありがとうございます。

○今井委員長 続いて同じ項目で。

西本委員。

○西本委員 ありがとうございます。今までお話しいただいたように、入院患者、それから、外来患者も増え、純利益が生まれたということですので素晴らしい活動をされたという形だと思うんですけども、1点、救急患者の受入れ状況、医師が増えることによって大分良くなったんじゃないかなと思うんですけども、いろんな状況がございますので、そんな状況を教えていただければと思います。

○今井委員長 秋久課長。

○秋久医事課長 救急患者の受入れ状況についてですが、まず、救急受入れ体制につきましては、平成30年度までは土曜日、日曜日及び祝日の日勤帯を含め、全ての時間外については1名体制で救急患者の受入れを行っておりましたが、平成31年4月からは、土、日、祝日の日勤帯におきまして内科医師1名と外科系医師1名の2名を配置し、受入れ体制の強化を図りました。その結果、令和元年度の救急隊からの受入れ件数は1,155名で、前年度の861名から約34%の増加となりました。

また、受入れ件数のうち、直接入院された患者数は令和元年度は631名で、前年度の342名から約85%の増加となり、入院患者、外来患者ともに一定数の増加につながられたものと考えております。

以上です。

○今井委員長 西本委員。

○西本委員 考えたとおりなんですけども、やっぱりこれは医師と看護師の充実があるんでしょうか、一番は。

○今井委員長 秋久課長。

○秋久医事課長 やはり増員につきまして、1名で対応しておりましたところが、内科とまた、外科系という体制になりましたので、受けるほうも増となった結果となります。

○今井委員長 じゃあ、次の項目、行きます。

○津田副委員長 今井委員。

○今井委員 それでは、成果説明書の85ページの下の修学資金事業についてお尋ねいたします。

私のほうから一つ、この制度、医師と看護師養成のための制度ですけども、これは他の病院とか、他の自治体の病院の同様の修学資金制度があると思うんですけども、と比べてこの制度というのはどうなんですか、充実しているのか、まだちょっと不足ぎみとかいうのは、そのあたりはどうなのでしょう。

○津田副委員長 大砂課長。

○大砂総合病院事務部次長兼総務課長 制度についてですけれども、宍粟市の修学資金につきましては、看護師が入学資金の上限が12万円ということで、と月額5万円の貸付けを行っております。他の公立病院の状況では月額3万円から8万円を貸付けをしております。また、近隣の民間病院を調べますと、月額3万円から8万円の貸与額となっております、比較してもおおむね同等の内容と認識をしております。

○津田副委員長 今井委員。

○今井委員 医師のほうも同じようなところですか。

○津田副委員長 大砂課長。

○大砂総合病院事務部次長兼総務課長 医師につきましては県内でも実施している市町は病院のほうは余りありませんので、比較をするということはちょっとできないような状況であります。

以上です。

○津田副委員長 今井委員。

○今井委員 ということは、医師に関しては他市にぬきんでて宍粟市は頑張っているということでしょうか。

○津田副委員長 大砂課長。

○大砂総合病院事務部次長兼総務課長 制度を持っていない市町が多いですので、抜き出ているというふうなことでは捉えてはおります。

○津田副委員長 今井委員。

○今井委員 それから、同じ年数を勤めたら一応免除になるということですがけれども、そのあたりも大体他市町も同じようなものなんですか。

○津田副委員長 大砂課長。

○大砂総合病院事務部次長兼総務課長 近隣の公立病院では同じような要件にはなっております。

○津田副委員長 今井委員。

○今井委員 分かりました。そうしたら、医師のほうはほかがやっていないところを頑張ってもらっているということで、20万円というのはなかなかの額だと思うので、こういうことも一つ大きな経緯にして、医師確保に努めていただきたいなと思います。

以上で終わります。

じゃあ、続いて同じところで。

山下委員。

○山下委員 続きまして、同じところで質疑をさせていただきます。

看護師等の修学資金の貸与件数が当初予算においては5件でありましたが、結果は1件というふうになっております。その理由はどのようなことからなのかを質疑いたします。

○今井委員長 大砂課長。

○大砂総合病院事務部次長兼総務課長 修学資金の貸与状況ですがけれども、近隣の公立病院のほうもお聞きはしとるんですけども、当病院のほうでは平成29年度が9名と、平成30年度が5名、令和元年度が1名と、今年度2名と減少傾向にあります。近隣の病院につきましても、申込者が減っているという状況ではあります。また、民間病院でも同様の制度が導入されておりますので、各公立病院とも厳しい状況が続いているという状況ではあります。

○今井委員長 山下委員。

○山下委員 公立病院においても、民間病院においても、こういった制度がある病院において、看護師さんの修学資金の貸与件数が減っているというような理由はどのように分析されておられますでしょうか。

○今井委員長 大砂課長。

○大砂総合病院事務部次長兼総務課長 内容、条件的にはどこの病院も同じような状況であるというところで、どうしても地域性もありまして、こちらのほうでは減っているというところじゃないかなというふうには捉えております。

また、職員の確保につきましても、奨学金以外の一般の看護師のほうもたくさん受験をされている中で、奨学金も含めて、制度も含めて一定の職員の確保というところではできているんじゃないかなというふうには考えております。

○今井委員長 山下委員。

○山下委員 修学資金の貸与をしてもらって、看護師になりたいというふうに感じておられる方たちはやはりその後の勤務に対する安心感、その後、この修学資金を貸与してもらっている病院に勤務していくことに対する安心感というようなことをやはり先輩の看護師さんとか、勤めておられた方等にやっぱりお聞きになってというようなこともあるのではないかなと思うので、やはり安心感が得れるような何らかの対策みたいなのが必要なところもあるのではないかなとは思いますが、どうなのでしょう。

○今井委員長 隅岡参事。

○隅岡総合病院参事兼事務部長 看護師の修学資金の貸与の部分につきましては、先ほど担当のほうから御説明しましたように、民間もそれなりに充実してきた、そういった中で、全体としてやはり貸与資金を受けられる方が減っているというのが実態としてあります。といいますのは、今、一般的な制度といいますか、いわゆる学生でいけば、いわゆる昔でいう育英会の資金的なものです、ああいったもので、返済の義務のあるやつもありますし、返済の義務のないものもあるということで、そういった一般的な助成的な部分ですね、そういうものが進んできたというのが一つ背景にあるんじゃないかなという部分と、先ほど委員がおっしゃられたように、安心感、そこへ勤められるという安心感という部分はあるかとは思いますが、逆にそれを貸与を受けているから必ずそこへ行けると保障されたものでもない。どこともそうなんですけども、当然採用時には採用試験を受けるという流れもありますし、そういった安心感という部分が全てではないというのと逆に、最初からそこへ行かないといけない、例えば高校を出て、いわゆる専門学校へ行く、まだ看護

師の実態も分からない、実習も何もしていないというそのレベルにおいて、もう既に行き先、職種を決める、看護師という職種を決めるのは当然あるかと思うんですけども、どの病院に行くか、そこまで決めてしまう、そういった不安面、それから、例えば龍野北なんかはそうなんですけども、結局いわゆる高校に入る段階でみたいな話にもなりますから、そういったところで早くに決めるという不安面が結構あって、やはり最終の卒業の1年前であるとか、そういった自分に具体としてどこの病院を受けたい、だから、そこを借りたいというか、そういった流れもあるよというふうなことが教育現場からも聞こえていますので、そういう面で、この制度が先々本当にいいものかどうかというのはなかなかいろいろ見直していく部分もあるのかなど、安心感の部分もありますし、逆の面もあるということで、そういった面でもう少し様子を見ておきたいなど、減っていく傾向にはあるんですけども、もう少し様子を見ていきたいなどというのは我々の今の思いでございます。

○今井委員長 山下委員。

○山下委員 すみません、令和元年度、この制度を利用されまして、看護師になりましたが、やはりその看護師、こういった分野を選択するかを早くに決める不安感というようなところから、病院に勤め、宍粟総合病院に勤められなかった看護師さんの方というのはどのくらいになるのでしょうか。

○今井委員長 大砂課長。

○大砂総合病院事務部次長兼総務課長 過去10年ですね、平成23年からちょっと拾ってみますと、受験されなかったという生徒さんのほうが5名いらっしゃいます。また、それとは別で、受験をされましたけれども、される基準に達していないという方がいらっしゃった、1名いらっしゃったというところがありました。

○今井委員長 いいですか。

じゃあ、次、同じ項目で。

飯田委員。

○飯田委員 同じところなんですけれども、私が聞かんとしておったところを今、隅岡部長が言っていたので大体理解できました。そういう中で、要はこの修学資金援助を受けることがどういう条件で受けていくのかなという部分があって、だから、それがあからやめておこうかなという人が増えてきたのかなという部分が見えるんじゃないかなという思いで聞いたんです。今、おっしゃったようなことが多少なりともネックになっておるのかなという部分があるので、先ほど説明の中で一定の看護師の確保はできておるといった言葉があったので、だから、今、この資金

を欲しいという方が少なくてもそんなにごっつい影響はないというふうに感じておるといような答弁やったと思うんですけれども、それがいつまでもそうであるということはないと思うので、何らかの手は打っておく必要はあると思うんです。そういう意味を込めて、先ほど隅岡部長のおっしゃったことなんかを何とかクリアできるような方策、そういうものについて何か考えられたことはあるのでしょうか。

○今井委員長 隅岡参事。

○隅岡総合病院参事兼事務部長 具体的にどんな案がというところまでは行き着いていないんですけれども、貸与の部分で言いますと、大学生の場合4年後の方へということで、ある程度、三、四年先まで採用数が見えてくるというのと、現時点でのいわゆる募集といいますか、募集に対しての応募状況というのを総合的に考えていくのかなと。現段階においても募集人員を上回る応募があるという状況にありますので、そういった状況が続いている、ですけれども、ただそれがちょっとだけ増えて、オーバーしているだけで、これが2倍、3倍になれば当然奨学金自体の必要性というのも当然あるかと思うんですけれども、ぎりぎり満たしているという状況の中ではやはり今この修学資金をやめるという判断には至らないのかなと、もう少し長い目で、いわゆる全体、この地域全体であるとか、いわゆる全国的な看護師の需給状況、一時期看護師が不足しているということで、今、看護養成学校も増えてきました。といいながら、診療報酬制度の改定によりまして、そう看護師が要らないような時代に突入してきています。といいながら、またコロナでまた要るのかなみたいなこともあったりして、なかなか先々読むのに読みづらいという部分があるので、その辺はもう適宜、その時々で判断しながら考えていくのかなということで、現状ではそのままといいことでは思っております。

○今井委員長 いいですか。

続いて、同じ項目で。

西本委員。

○西本委員 ありがとうございます。先ほどの話の中で、看護師さんの状況は分かりました。私、そんなら、医師がこの支援金を受けるに当たって、何年か、卒業した何年かお勤めしていくわけですよ。その後、またいろいろなところの病院を勤務しながら、こちらに戻ってきてほしいというのが本音だと思うんですけれども、その中でいわゆる医療レベルとか、そういうのを高める、維持するということには別段影響はないのでしょうか。

○今井委員長 隅岡参事。

○隅岡総合病院参事兼事務部長 医師の修学資金の部分ですが、実績として医師に貸与している部分が非常に少ないということで、なかなか評価しづらい部分があります。

ただ、そういった中で、これまでから何件か貸与してきていながら、医師についてはまずもってほぼ無理といたしますか、ほとんどがうちにそれで来ていただけないという形になっていないというのが実情です。実績としては1名来ていただけていますが、これは県の養成医という、いわゆる県の人事の中の部分でたまたま合致したという部分ではありますので、そういった意味で、医師の医療レベルというか、そういう視点ではなかなか評価というのは非常に難しいのでしづらいんですけども、それ以上に先ほど言いました、看護に比べると医師のほうがはるかにその分野が細かい、いわゆる診療科の分野もそうですし、やろうとしている、同じ診療科であってもやろうとしているランクというのか、レベルといたしますか、その辺も相当幅が広くございますので、そういった中ではなかなか医師の修学資金というのを単体の一つの病院でやっていくにはなかなかしんどい部分があるのかなと。ですから、県であるとか、何か県下でやる、それから、西播磨の地域で、西播磨でやろうかなとか、ある程度の広いエリアでいろんな医療機関が入って、いろんなバラエティに富んだ勤務場所を確保してとかいう形にならないと、なかなか難しいのかなというふうには理解しています。

○今井委員長 西本委員。

○西本委員 今、勤務されている医師の中で、奨学金を頂いた方は何名ぐらいおられるんですか。

○今井委員長 隅岡参事。

○隅岡総合病院参事兼事務部長 先ほど言いました、いわゆる県の部分になっております1名だけという形になっています。それ以外についてはもう辞退ということで、これまで貸与していたお金を返していただいたという形になります。

○今井委員長 いいですか。

じゃあ、次、行きます。

飯田委員。

○飯田委員 それでは、委員会資料のところ、100万円以上の不用額が生じた節という部分なんですけれども、取りあえず今ここに質疑として出しております、2ページの研究研修費という部分、この2つの項目が実績減ということであがっています。ほぼ半分ほど残っておるといような状況なんですけれども、この理由につい

てお伺いしたいのと、ちょっとここには言っていなかったんですけども、1ページのほうの材料費であるとか、それから、賃借料について、予算過大という理由があがっておるんですけども、この予算過大という意味をちょっとお伺いしたいと思いません。

○今井委員長 松下係長。

○松下総務課財政係長 最初の質問ですけども、過去の実績を考慮しながら、また、不足が生じて学会等への出席ができなくなるよう、予算を組んでおります。

令和元年度の実績は平成30年度と比較して医師の学会等への参加数が少なかったこと、また、遠方での開催が少なかったこと、最近ではウェブでの研修が行われるといったことから不用額が出ている要因となっております。

もう一つの質問ですけども、薬品、賃借料の不用額が出ているということですけども、予算を組む段階で歳入を組んで、その分、必要経費ということで歳出も見込んで組んでおります。この辺についてはなかなか患者数の増減によって増えたり減ったりすることがあります。どういったことがはやるか分かりませんので、必要な部分はある程度は確保しておかなければいけないかなと思っております。

薬品については、例えばがん患者とかでしたら、高い薬品とかありますので、その辺がなければどんと不用額が出たりするので、そういったことが理由になってくるかと思えます。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 そういう意味でいえば、予算過大という理由の表現の仕方はちょっと変かなというふうに思いますので、また考えていただきたいと思えます。

それと、研修費の実績減についても、先ほどウェブ会議とか、そういう部分での研修を受けたりとする部分で若干実績が減るということもあったんですけど、先ほどの話の中で、最近の高度医療の技術の高度化ということで、かなり対応しなければいけない部分があるということで、やっぱりそういう部分での研修とか、研究に参加するとかいうことも必要になってきているんだろうと思うので、実質、そういう部分でのカバーができておる、それ以上にもっとそういう研修が必要なんじゃないかなというふうにも考えるんですけども、そういうことについて十分それはできているんだというふうに思われておりますか。

○今井委員長 松下係長。

○松下総務課財政係長 こちらのほうではそういうふうに思っております、特段こちらからの予算がないから行かんといてほしいといったような制限をかけるというこ

ともありませんので。

○今井委員長 飯田委員。

○飯田委員 当初予算でそれが認められて、ここに予算があがっていますので、行ったらいいとか悪いとかの問題じゃなしに、できる研究なり、研修なりはきっちり受けていただいて、やはり地域の医療に貢献するという確実なお医者さんの技術ですか、看護師さんの技術というものは磨いていただく必要はあると思うので、その辺のところはできるだけある予算でそういうものを取得する、習得するということについてはどんどんやっていただければと思いますのでよろしくお願いします。

○今井委員長 よろしいですか。

以上で事前通告の質問は終わりました。

関連等、委員の皆さん、ありましたらお願いします。

西本委員。

○西本委員 さっき聞けばよかったんですけど、この奨学金を貸与、平成23年から始まっているんですけど、何名に貸与されたかは分かりますか。

○今井委員長 松下係長。

○松下総務課財政係長 看護師のほうですけども、まず、平成23年度から制度が始まっております。平成23年度については1名、平成24年度は新規で5名、平成25年度も新規で5名、平成26年度は10名、平成27年度は13名、平成28年度3名、平成29年度9名、平成30年度5名、令和元年度1名、令和2年度、今年度は3名の新規貸与を行っております。

医師についてですけども、医師も平成23年度から同じように制度が始まっております。医師は平成23年度に1名、平成26年度に3名、平成27年度に1名、平成29年度に1名、平成30年度に2名、令和元年度に2名の新規貸与を行っております。

○今井委員長 ほかにありますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○今井委員長 それでは、これにて総合病院の決算審査を終わります。どうも御苦勞さまでした。

ここで暫時休憩します。次は13時55分、1時55分に次の審査を再開いたします。暫時休憩です。

午後 1時41分休憩

---

午後 1時55分再開

○今井委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

それでは、会計課の審査を始めます。

資料につきましては、委員はあらかじめ目を通していただきますので、必要な部分についてのみ簡略に概要の説明をお願いいたします。

それでは、お願いします。

太中会計管理者。

○太中会計管理者 連日の審査、大変御苦勞さまでございます。令和元年度会計課所管の決算概要について説明させていただきます。

それでは、歳入の主なものについて説明いたします。

一般会計決算書36から39ページ、委員会資料では1、2ページについて御説明いたします。

財産収入の財産運用収入、利子及び配当金については、予算額4,918万9,000円に対し、決算額4,701万3,301円で、内訳としまして、基金利子が4,632万4,859円、財務課等で所管している株式等配当金が68万8,442円となっております。

前年度決算額との比較では693万8,855円の減となっております。この主な要因は、地域振興基金において、新病院建設候補地を取得するために債権を売却したことや低金利の状況が続いていることなどが考えられます。

次に、一般会計決算書42、43ページ、委員会資料では1ページの諸収入の市預金利子につきましては、当座預金に余裕のあるときに短期大口定期預金へ運用した際の利息として2万6,697円を決算しています。

次に、決算ですが、決算書64、65ページ、委員会資料1ページでございます。

会計管理費の決算額は801万6,082円で、主な支出につきましては、役務費の公金取扱手数料が337万3,562円で、取扱件数は20万2,714件でございました。

最後に、委員会資料2ページには、基金ごとの積立て、取崩し等の状況を一覧にしておりますので御覧いただきたいと思います。

なお、基金を出納整理期間に係る規定は適用されませんので、基金の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとなります。令和元年度末の基金保有額は79億756万2,901円です。

以上で会計課所管の決算の概要説明を終わらせていただきます。それでは、よろしくをお願いいたします。

○今井委員長 説明は終わりました。これより質疑を行います。

通告のある委員から順次お願いいたします。

○津田副委員長 今井委員。

○今井委員 それでは、私のほうから大まかなところで一つお伺いいたします。

財産運用についての会計課としての大まかな考え方をお聞かせください。

○津田副委員長 原課長。

○原会計課長 先ほど御質問がありました、財産運用の考え方についてですが、社会経済が低迷する中、資金運用に関する情報も的確に捉えるとともに、安全で有利な資金運用、公金管理を進める必要があると考えております。

具体的な方法といたしましては、次の2つがございます。

まず、1つ目が基金運用、2つ目が公金運用についてです。

具体的に申しますと、基金運用につきましては、定期預金と債権での運用をしております。

定期預金は更新時に各金融機関から利率の提示を受け、積立ては利率の高い金融機関へ、取崩しは利率の低い金融機関から行うなど、有利な運用となるように進めてまいっております。

また、債権についてですが、現在保有している債権は1.1%から1.787%の利率の商品となっております。最近ではそのような高い利率がつくことはまずありません。そのため、保有債権の対価へも検討はしてきましたが、現在の債権を満期まで保有し、年2階の利子を受け取るほうが有利であると判断しました。その判断の下、運用してきております。証券会社よりアドバイスをいただき、情報を的確に捉えながら、安全で有利な資金運用に努めてまいっております。

続きまして、公金運用についてですが、毎月、各課から報告いただく収支見込に基づいて、公金保管状況を把握し、資金が不足する場合には、金融機関から一時借入れ等を行っています。正確な金額の把握ができれば、借入れ額も少額となり、利息額を抑えることができ、市の負担も幾らかは少なくなります。

また、交付税の交付月には、会計管理者の当座預金口座に余裕がある場合もあります。その際には、短期の大口定期として預け入れを行い、少しでも効果的な運用ができるよう取り組んでおります。

このような形で、確実かつ効率的な資金運用に努めてまいっております。

以上です。

○今井委員 分かりました、ありがとうございました。無駄のないような資金運用をよろしく願いいたします。

じゃあ、次の委員、お願いいたします。

田中委員。

- 田中一郎委員　それでは、毎年同じような質問になるんですけども、利率と同じようにそれぞれ毎年会計のほうの数字も変わってきとるかと思imasuので、それについて会計課と、おおむね会計課としての考え方をお伺いしたいと思imasu。

先ほどの説明でおおむねどういう会計課が今状態で進めておられるのかというのは分かったんですけども、せつかく資料を頂いておりますので、数字的な部分で少し質疑させていただきたいと思imasu。

まず、財産収入の増減の部分、それから、諸収入の部分の利子、配当金の部分で三角印がついておるんですけども、ここから、数字から見えるおおむね大きな原因として、理由として、先ほど若干の説明にも相通ずると思imasuんですけども、この辺のところを一度お聞かせ願いたいと思imasu。

- 今井委員長　原課長。

- 原会計課長　先ほどの御質問ですが、財産収入、諸収入の減額の理由について御説明差し上げます。

まず、財産収入の利子及び配当金ですが、前年度と比較すると減額になっている主な要因といたしましては、先ほど資料の説明のほうで会計管理者も少し申し上げましたが、地域振興基金において、新病院建設候補地の取得を目的といたしまして債権を売却しました。そちらが一番大きな要因となっております。それに合わせまして、最近、皆さんも御存じのとおり、低金利、マイナス金利ということで、定期預金を預けておりましたも金利が毎年下がっております。低金利の状況が続いていることなどが要因として考えられます。

次に、諸収入の市預金利子の減額についてですが、年々交付税等が減額されておることや災害復旧工事等の財政需要が増加したことにより、当座預金を大口定期として運用する余裕がなくなっているということが要因であると考えております。

以上です。

- 今井委員長　田中委員。

- 田中一郎委員　恐らく今の日本の状態を見ておれば、金利が上がるようなことはないのであろうと予測されるんですけども、やはり10年前、合併当時、町単位での会計課のときの金利とは違ってくると思imasuんですけども、しかし、預けたものがそのまま返ってくるんだったら金庫に入れておるだけになるということの単純な発想になるんですけども、その辺のところを利子のいいところに預け入れるように努力しますというのはいくぶん分かるんですけども、もう少しその辺、2番目に書いておるんです

けども、これからのそういう日本のマクロ経済等、経済に向けて、大まかな部分で会計課としてある程度今までの考え方と違った部分を導入していくというようなことも必要かなと思うのですけども、そういうような研究とか、調査とか、勉強会とか、他証券会社に先ほども勉強してということもあったんやけども、望んでされて、新しい気づきとかいうのが令和元年度に研修や調査で何か見えたところがあったら教えていただきたいなと思っております。

○今井委員長 原課長。

○原会計課長 失礼します。先ほどの御意見をいただいた、御質問等いただいた件ですが、やはり本当に低金利ということで、定期預金での運用というのが今現在非常に運用としては厳しい状況となっております。私たち会計課もなかなかほかの市町との研修会等がございません。令和元年度につきましては、たつの市さんのほうの声かけで、債権運用についての研修会がございました。そちらのほうに私、原のほうに参加しまして、いろいろと各市町の状況だったり、やはり分からないということが一番大きなことも課題だったんですけど、そういうふうな機会をいただきましたことはありがたく思っております。そこで勉強させていただいたことプラス、うちは債権のほうで野村証券さんのほうの債権、窓口になっていただいております。そちらのほうから毎日ワンポイントレッスンということで、ファクスでのいろんな今の状況だったり、用語の説明だったりということをお願いしております。また、今年度に関しましてはコロナのこともございましたので、集まっての研修ができないということですので、ファクスで問題をいただいて、それに回答するような形で、私たちもやはりスキルを高めていかないと、この運用のほう、有利な運用がなかなかできないということを痛感しておりますので、今後そういう形で勉強しながら少しでも安全な有利な資金運用の調査、研究ができればなと考えております。

以上です。

○今井委員長 田中委員。

○田中一郎委員 よく分かりました。

続きまして、昨年も説明いただいたと思うんですけど、手数料について、当然手数料の変動も今まで過去にあったと思うんですけども、その辺の過去の推移と今現在、個々の、名前、どここの銀行とかいう部分で一律なのか、また、預入先、取引先によって違うのかというところで、手数料の変動の推移、また、個々の手数料について説明をいただきたいと思います。

○今井委員長 原課長。

○原会計課長 先ほどの手数料についてという御質問にお答えいたします。

手数料につきましては、市内の金融機関全て指定金融機関、市外も含めまして指定代理金融機関、公金の収納を取扱いしていただいている金融機関一律合併後より変わりはなく、収納件数1件に当たり10円プラス消費税をお支払いしております。消費税額の改定時期にはその消費税分だけが増額となって、変更となっておりますが、手数料につきましては一律10円プラス消費税ということで変わりはございません。

以上です。

○今井委員長 田中委員。

○田中一郎委員 10円プラス消費税ということですね。ということは昨年のように途中から消費税が変わった場合はその時点で手数料の若干の変動があったと。元の金額は10円というものは合併以来変わっていないということですね。

○今井委員長 原課長。

○原会計課長 先ほどおっしゃったとおり、金額は10円、基本は10円、消費税分が変わるたびに変更になって、昨年度8%から10%に変わったときに一部増額となっております。

以上です。

○今井委員長 田中委員。

○田中一郎委員 最後にします。先ほども基金運用、財政運用で出たんですけども、基金の一覧表を見ておりますと、1点は会計課の考え方について、基金の取崩額等が今回は多くなって、その原因は先ほども説明があったんですけども、これから基金の取壊し等について、会計課としてどのように捉えられているか。

それと、もう一点、私の勉強不足かも分らないんですけども、その一覧表のところに、人材確保・定住促進基金、これは1,000万円ですか、すとんと数字が載っていると思うんですけども、これは私の勉強不足だったら失礼なんですけども、この基金についてもちょっと説明をお願いします、2ページです、資料の。

○今井委員長 原課長。

○原会計課長 先ほど前半の1点目、基金の取崩しについての会計課としての捉え方ということでお聞きしているところでございますが、基金についてはそれぞれ基金ごとに目的がございます、定められております。担当課から申入れがあって取り崩すわけでありましたが、例えば減債基金につきましては市債の償還の財源として、また、大きいのがブナ基金、ブナ基金についてはふるさと寄附金を財源として実施した事業に充てるものということで決まっております。このような形でそれぞれ目的

に定めております内容を各担当課からこの事業にこの金額、これだけを使ったので、取り崩したいということで申入れがございます。会計課としてはその目的に応じた必要な事業での取崩しがされているということで、適正な執行ができていると審査しております。

私からは以上です。

○今井委員長 太中管理者。

○太中会計管理者 人材確保・定住促進基金ですか、この部分につきましては、この提出させていただいております一覧表の中で金額に変動がないと思います。といいますのは、これにつきましては決済性の預金となっております、決済性の預金というのは利子のつかない預金ということになりますので、こういう決算状況となっております。

以上でございます。

○今井委員長 田中委員。

○田中一郎委員 よく分かりました。基金の取崩しについても各部局からあがってきたものを数字的に決算するだけで、その基金の取り崩す内容がどうであるかとかいう部分じゃなしに、あがってきた金額に対して会計課として処理を粛々を行うという考え方でええわけですね。

○今井委員長 太中管理者。

○太中会計管理者 基金を取り崩すという行為自体、これにつきましては市長の命令によって行われるということになります。そして、私ども会計課のほうの事務としましては、基金に関しては保管、管理、それとかその記帳であったりとか、そういったことをする部局でありまして、取崩しの場合はその取崩しが全て目的とか、法令に合致したものかというようなことを審査させていただきまして、それで支出をすると、取り崩すと、そういう行為をするところでございます。

○田中一郎委員 終わります。

○今井委員長 以上で事前通告の質疑は終わります。

あと関連等ありましたら、委員の皆さん、いかがですか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○今井委員長 そうしたら、以上で会計課の決算審査を終わります。どうも御苦労さまでした。ありがとうございました。

暫時休憩します。

午後 2時17分休憩

---

午後 2時18分再開

○今井委員長 休憩を解き、委員会を再開します。

続きまして、議会事務局ほかの審査を始めます。

資料につきましては、委員はあらかじめ目を通していただきますので、必要な部分についてのみ簡略に概要の説明をお願いいたします。

それでは、お願いします。

小谷局長。

○小谷議会事務局長 失礼します。14日から4日間にわたります審査、お疲れさまでございました。最後になります、議会事務局等に関する審査となります。どうぞよろしくお願いをいたします。

内容は今言われていますように、大変よく御存じやと思いますので、概略のみ簡単にですけれども、説明をさせていただきたいと思います。

令和元年度、平成31年度でございましたけれども、皆さんの改選3年目という年に当たっておりました。本会議はもとより、委員会の活動、とりわけ委員会の中では2つの常任委員会の部分につきまして行政視察ということで、久しぶりなんですけれども実施をしていただいたところがございます。

あと、特別委員会につきましては、新病院の整備等に関する調査特別委員会を立ち上げられまして、6回ぐらい開催ということになっております。年度末には基本構想に対する提言を提出されたというところになっております。

あと、議会の研修なんですけれども、病院事業についてということで、佐藤先生をお招きをいたしまして実施をさせていただいております。

あと、行政視察、今度は受入れのほうなんですけれども、これにつきましては費用にも記載のとおりでございますけれども、可能な限り要請には応えていきたいなというふうに考えております。できましたら議員の皆様には自主的に御協力をいただきながら取り組んでいきたいなというふうに考えております。

監査公平委員会、それから、固定資産の評価委員会等、各種行政委員会につきましては、正職員が1名、それから、臨時の職員1名という体制、非常に厳しい中で体制であるわけなんですけれども、兼務の職員ということで私どもなどが一緒につきまして、それぞれの業務に当たったというところがございます。

大変以上、簡単なんですけれども、今後につきましても円滑な議会の運営ということに向けまして、事務局体制、充実に向けて鋭意努力したいと思っております。

どうかよろしく願いいたします。

以上です。

○今井委員長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

通告のある委員から順次質疑をお願いいたします。

○津田副委員長 今井委員。

○今井委員 それでは、私のほうからは2つお願いいたします。

まず1つ目は、作業の効率化等に向けてどのような取組がなされたかをお伺いします。

2つ目として、議員の資質向上に向けて、事務局としてどのように取り組まれたかをお伺いいたします。

以上、お願いします。

○津田副委員長 大谷課長。

○大谷議会事務局課長（議会担当） それでは、まず、作業の効率化に向けてというところで、事務局のほうでは議事録等の作成につきまして、従来はボイスレコーダーで記録したものを事務局職員が音声を聞き取り、パソコンに入力し、作成をしておりました。それを令和元年度は試験的にAIによる音声自動認識システムを導入しました。マイクの位置など、発言の際にきちんと音声録音されておれば、高い確率で文章に変換できるシステムですが、今のところ、まだ認識率が8割程度であり、依然、事務局職員が音声を聞き直して入力をし直すという作業に時間を要しております。

また、電子メール等の利用によりまして、一般質問や質疑書を電子データで提出いただくことによって、事務局においては取りまとめに要する時間が削減できており、この点は議員の皆さんの御理解と御協力で作業の効率化が図られていると考えております。

次、2点目の資質向上に向けてというところでいきますと、令和元年度は公立病院事業について講師をお迎えし、議員研修を開催しました。

また、日頃から事務局としてのアドバイスをさせていただいており、宍粟市議会運営申合せ事項や法令事例集である議員必携の内容について、いろいろな機会を確認をさせていただいているところであります。

以上です。

○津田副委員長 今井委員。

- 今井委員 そうしたら、そのA I音声自動認識システムですけども、今は8割程度の認識率しかないということですか、今後、どうですか、その改善の見込みはあるのかどうか、あるいは、議員に対してのもうちょっとこうしてほしいとかというような訴えがありましたらお願いします。
- 津田副委員長 大谷課長。
- 大谷議会事務局課長（議会担当） A I自体も学習する能力がありますので、数値的にはだんだん上がっていくものと思います。また、議員の皆さんとあと当局、発言者の皆さんがそれぞれマイクの位置とか、発言のはっきり、明瞭に、そういうところを徐々に気をつけていただくことで数値が上がっていくものと考えております。以上です。
- 今井委員 分かりました。  
以上で終わります。  
続いて、田中委員。
- 田中一郎委員 私は政務活動費、成果説明書83ページについて、この金額と数字に表れる部分の質疑じゃなくて、令和元年度における宍粟市議会の現況、状態を鑑みて、政務活動費に対する事務局の立場からの考えを伺いたいと思います。当然政務活動費については会派、個々の議員の各それぞれの考え方があろうかと思うので、これをどうこうと取り上げる問題ではないと思いますけども、議会事務局として今、令和元年度の宍粟市議会、また、今、現状の宍粟市議会の活動に鑑みて、政務活動費の考え方を伺いたいと思います。ただ単に、インターネットとか、辞書に書いてある政務活動費じゃなしに、宍粟市の現状、また、議会の現状を見てのところの事務局の立場から意見を聞きたいと思います。
- 今井委員長 大谷課長。
- 大谷議会事務局課長（議会担当） 政務活動費につきましては、先ほど言われましたとおり、議員の調査、研究、その他活動に資するため、必要な経費の一部として会派及び議員に対して交付しているものとなっております。事務局が、言われましたとおり、見解を述べる立場ではございませんが、令和元年度の結果としまして、全体の執行率で18%であるということ、去年は30%、一昨年は24%の執行率となっております。制度が始まりまして来年で10年を迎えるという制度でありますので、政務活動費そのものを考える機会でもあるように、そういうふうには感じております。以上です。

○今井委員長 田中委員。

○田中一郎委員 今、出ましたように、政務活動費に対する考え方、10年たちますので、またこの政務活動費についての考え方も以後、議論が各部署、部署で、会派、会派、またいろんな場所で進んでいくものと思われま。

続きまして、資料の10ページに、令和2年度の3月に議会事業継続計画、一般的に事業継続計画ですけれども、BCPを導入したという項目が頂いた資料の中にあつたので、BCPの策定に関する事務局の考え方と、まずこれを入れようと思われた導入目的、当然そこには議員各位の考え方もあつたのかと思うんですけども、議会事務局としてこの導入した目的はどのようなところにあつたのかということもまず1点聞きたいと思ひます。

○今井委員長 大谷課長。

○大谷議会事務局課長（議会担当） BC Pの策定に関するところでは、本市におきましては、令和2年、この3月に策定をされております。その内容につきましては、議長から議員協議会の場で諮られたものとなっております。災害時における損害を最小限に抑え、事業の継続や復旧を図ることを目的とした内容となっておりますので、宍粟市議会及び議員の行動規範であり、ぜひとも遵守いただきたい内容であるというふうに考えております。

以上です。

○今井委員長 田中委員。

○田中一郎委員 一つこの導入に至つた結果の中で、一昨年の宍粟市の豪雨災害で各議員がどのように動いたらいいのかというような質問もあつたりして、こういうようなところへ至つて、きちつとして議員としてどのように動くかというようなことを目的に導入したらどうやというような一つの流れもあつたのではないかとおぼる次第です。

それと、当然これから策定目標、それから、手順、この事業継続計画というのは4パターンか5パターンぐらいな手順があると思ひます、普通の企業でも災害の場合はこういうふうになりますと。その辺のところをこれからどのように考えておられるのかということも、あくまで事務局として質疑させていただいておるんですけども、まず策定目標、それから、これから策定の手順として、3月に入ったBCPをどのように活用されていったらいいのかなと思ひられているということも最後に一点お聞きしたいと思ひます。

○今井委員長 小谷局長。

○小谷議会事務局長 策定目標というところですが、まず思い出していただいているのが3年ほど前ですけれども、5市町村の総会と一緒に防災の講演会があったと思います。その中の講師の先生が言われたのが、議員はまず生き残れというのが一番最初ですね。それから、生き残った後になるんですけれども、このBCPの5条の中にはあるんですが、情報収集ですとか、地域の一員として現地での協力をしてください。変な言い方をいたしますが、その場で行政のほうへいろんなことを言うてもらおうというのはなしで、必ず議会事務局なり、議長を通して言うていただくというのが最終的には目的なのかなと考えております。そこへ行き着くまでに災害がないのが一番いいんですけれども、いざとなると皆さん、お忘れがちになると思いますので、必ずこれを行動規範としてお守りいただきたいなというふうに考えます。

以上です。

○今井委員長 田中委員。

○田中一郎委員 今の局長が言われたような部分、災害のときにはえてして個人、一議員として動いてしまうところがあるんですけれども、そのようなことがこれから策定目標であったり、手順に組み込まれていくということはいいことかなと思っております。

これで、私の議会事務局に対する質疑は終わります。

○今井委員長 これで事前通告の質疑は終わりました。

委員の皆様、ほかに関連等ありましたらお願いします。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○今井委員長 それでは、事務局ほかの決算審査をこれで終了いたします。どうも御苦労さまでした。

すみません、失礼いたしました、それでは、続いて公平委員会の審査を始めます。

それでは、これはもう質問からですね。

田中委員、お願いします。

○田中一郎委員 先ほど私が終わりますと言ったのは議会事務局に対する質疑を終わりますと言いましたので、引き続き公平委員会事務局に対する質疑をさせていただきます。

まず、頂いております資料3ページ、勤務条件に関する措置の要求、また、不利益処分の不服申立て、こういう事項はないのが一番かなと思うところなんですけれども、やはりそうはいかないのが世の中でありまして、まず、お聞きします。

令和元年度は措置の要求、不利益処分の不服申立て等の該当はなかったとあった

んですけども、合併後、宍粟市での措置要求とか、不服申立ての事項案件が公平委員会に対してあったのか、また、あったとすれば何件ぐらい執行されたのかということをお聞きしたいと思います。

○今井委員長 清水課長。

○清水議会事務局課長（監査担当） 職員は給与その他の勤務条件について、宍粟市が適当な措置をとる要求と、また、その意に反して不利益処分を受けたときの不服申立てを宍粟市公平委員会に対してすることができることとなっております。

宍粟市に合併後、平成18年度に措置要求が1件、平成22年度に措置要求が1件、合併後、計2件ありました。不服申立てについては合併後、これまで案件はありません。

○今井委員長 田中委員。

○田中一郎委員 また、固定資産評価審査委員会的时候でも結局同じ聞き方なんですけども、こういうような措置要求とか、不服申立てがある程度、法の下でできるんですよというようなことは市民の皆さんはある程度知っておられるのか、また、そういうことで措置の要求とか、不服申立てがあればどこどこへ相談してくださいとかいうような告知とかいうような部分はある程度はされとるんですか。

○今井委員長 清水課長。

○清水議会事務局課長（監査担当） まず、措置要求、不服申立てのほうですけども、これは市の職員に対してのものであります。また、これは地方公務員法であったり、宍粟市人事行政運営等の状況の公表に関する条例ということに基づいておりまして、毎年公平委員会から市長に報告し、その結果をホームページ等で公表しておりますので、職員への周知は行っておるものと考えております。

また、固定資産審査委員会につきましては、納税の納付書であったりとか、そういったものの中で記載がありますので、これも併せて周知はされているものと考えております。

○今井委員長 田中委員。

○田中一郎委員 1点、お聞きするんですけども、これも私が知らないだけかと思うんですけども、職員等の不服申立てで、基本的にはこういう事務局というのは地方公共団体で人事院のないところの小さな地方公共団体がこういう事務局、行政機関として置きますということなんやけど、どれを読んでも小さな地方公共団体と書いてあるんですけども、どれくらいなレベルというのは分かりますか、分からなかったらいいです。

○今井委員長 清水課長。

○清水議会事務局課長（監査担当） 小さな公共団体といいますのは全てになりますので、また、政令指定都市とはまた別途でなっております。宍粟市におきましては公平委員さんは3名ということで決まっております。

○今井委員長 田中委員。

○田中一郎委員 最後にお聞きします。

先ほども申しかけたんですが、固定資産評価審査委員会のほうも質疑させてもらってよろしいですね。

○今井委員長 それでは、続いてお願いします。

○田中一郎委員 これも先ほどと同じように審査申出が令和元年度はゼロ件であったということなんですけども、まず固定資産の評価審査委員会のほうに不服審査なんかを行った経緯は過去にあるのかということと、固定資産の評価審査はどのような方法で行われてきたのかという点だけ質疑して終わります。

○今井委員長 清水課長。

○清水議会事務局課長（監査担当） まず、審査の方法ですが、審査申出人から提出されました固定資産評価審査申出書をまず頂きます。その後、それを市長に送付し、市長は審査の対象となっている固定資産の評価額についてその根拠を示した弁明書を審査委員会に書面で提出します。固定資産の評価額が総務省が定めました固定資産評価基準に基づいて適正に決定されているか、審査委員会で審査を行うこととなります。

また、審査委員会は市長からの弁明書の複本を申出人に送付し、申出人はその弁明書に対して反論書を審査委員会に書面で提出することができます。その上で、審査委員会で審査を行い、審査の決定の内容を記載しました固定資産評価審査決定書を申出人と市長に送付することになります。

次に納税者からの不服審査の申出件数ですが、宍粟市に合併後、平成18年度に1件、平成19年度に1件、平成21年度に2件、計4件の申出があり、審査を行っております。

以上です。

○田中一郎委員 終わります。

○今井委員長 以上で事前通告の質疑は終わりで好けども、委員の皆さん、関連等がありますでしょうか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○今井委員長 それでは、これをもちまして、議会事務局等の決算審査を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

暫時休憩します。

午後 2時42分休憩

---

午後 2時43分再開

○今井委員長 それでは、決算委員会を再開いたします。

正式な採決については9月29日火曜日の全体会で行いますので、本日はこの委員会で参考に賛否を問いたいと思います。

それでは、賛否の確認を起立により行います。

第95号議案、令和元年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定についてを原案どおり認定することに賛成の委員は起立願います。

(起立多数)

○今井委員長 起立多数です。

続きまして、第96号議案、令和元年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり認定することに賛成の委員は起立願います。

(起立多数)

○今井委員長 起立多数です。

続きまして、第97号議案、令和元年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり認定することに賛成の委員は起立願います。

(起立全員)

○今井委員長 起立全員です。

続きまして、第98号議案、令和元年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり認定することに賛成の委員は起立願います。

(起立多数)

○今井委員長 起立多数です。

第99号議案、令和元年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり認定することに賛成の委員は起立願います。

(起立多数)

○今井委員長 起立多数です。

第100号議案、令和元年度宍粟市訪問看護事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり認定することに賛成の委員は起立願います。

(起立全員)

○今井委員長 起立全員です。

第101号議案、令和元年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり認定することに賛成の委員は起立願います。

(起立全員)

○今井委員長 起立全員です。

第102号議案、令和元年度宍粟市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり認定することに賛成の委員は起立願います。

(起立全員)

○今井委員長 起立全員です。

第103号議案、令和元年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり認定することに賛成の委員は起立願います。

(起立全員)

○今井委員長 起立全員です。

第104号議案、令和元年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり認定することに賛成の委員は起立願います。

(起立全員)

○今井委員長 起立全員です。

最後に、第100号議案、令和元年度宍粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり認定することに賛成の委員は起立願います。

(起立全員)

○今井委員長 起立全員です。

令和元年度宍粟市各会計に係る歳入歳出決算の認定についての参考賛否は以上であります。

これをもちまして、本日の決算委員会を閉会いたします。

副委員長、挨拶をお願いします。

○津田副委員長 各委員の方は9月23日水曜日までに事務局まで記録をデータで提出願います。取りまとめたものを翌日24日に正副委員長で確認し、各委員会に報告書案として送付しますので、内容等のチェックをしていただきますよう、お願いいたします。そして、25日金曜日、もしくは28日月曜日に決算委員会報告のまとめ作業を行いますので、出席をよろしくお願いいたします。

それでは、本日はこれで散会をいたします。長期にわたり御苦労さまでした。

(午後 2時48分 散会)